

十三首あり、圖書に載す、

○支院 當寺境内に、支院二十八あり、皆當寺に會して法務を修す、此支院の内にも、什寶若干あり、今略す、其支院の名を梅谷坊、櫻井坊、十寶坊、榎木坊、門也坊、仲之坊、田祿傳石桐樹坊、池之坊、松尾坊、杉谷坊、文殊坊、禪盛坊、原之坊、橋本坊、山本坊、藤井坊、井上坊、松谷坊、文昌坊、寶玄坊、慶林坊、甚鏡坊、來仙坊、圓長坊、永學坊、養傳坊、文堯坊、勝善坊といふ、

佛寺合記 假宿村に、月笑寺、野方村に、淨圓寺、持留村に、杉谷寺あり、此三ヶ寺は、當邑曹洞宗心慶寺の末なり、又益丸村に、本府曹洞宗福昌寺末正明寺、野方村に、志布志大慈寺末觀音寺あり、

舊跡

大崎城 地頭館より午未の方、二町

假宿村にあり、當邑は、往古肝屬氏の所

領なり、文明年中、高山城主肝付河内守兼忠第三男肝付越前守兼光、嫡家と不和にて、高山を去り、同十三年、當城に居り、心を守護方に歸す、十五至五年卯十月、當地にて没す、兼光が子兼固十八年の比、志布志城主新納近江守、當邑を併せ領す、天文七年、北郷忠相、島津忠朝等、新納氏を撃つや、志布志の正月二十一日、忠朝其將右衛門大夫忠隅をして、當城を攻む、二十九日、是を陥る、此後忠朝の所領となる、十三年十月、肝屬兼續當城を攻め、是を取る、此事肝屬古譜に見ゆ、又當邑妻良兼公、同際居兼治、同兼秋と、地頭伴天文の末より、島津忠親當邑を伐て、屢兵争あり、弘治二年八月十七日、忠親當邑に至て、兼續を攻む、兼續城外に逆へ戦ふ、忠親是を敗る、兼續且戦ひ且退く、忠親三百餘人を斬る、兼續堅く守て出ず、相持して年を踰ゆ、永祿元年三月十九日、忠親軍を班す、其後肝付氏と北郷氏と、當邑

にて争戦あり、天正中、肝付氏歸降せし後、比志島美濃守國守を地頭たらしむ。

龍相城地頭筋より近し、横瀬村にあり、龍相一に龍草、又龍澤

の字を用ゆ、又は出田城、或は井手田城ともいふ、亦西側の外に、一段許の城地あり、此城は肝付氏の徒、城主せしといふ、或は

正守、龍相城より東の方一町許に、戦島城は日といへる、古戰場あり、戦島は、串良柏原より志布志への通路あり、四方

は水田、左右は茅叢にて、古松數株あり、肝付省鈞譜に、天文十三年甲辰十一月晦日、大崎を知行とあり、又豊州家の臣、飯三

郎五郎覺書の内には、天文二十三年甲子八月十八日、大崎の内、龍澤にて分捕とあり、又志布志山口大明神主岡元氏系

圖の内に、岡元助兵衛季慶、弘治年間、大崎龍草にて打死、弟富岡左衛門二郎、同處にて戦死、敵方北郷左衛門、同彈正とあり、

又舊記に、藥丸出雲入道孤雲子の彈正は、大崎の内、井手田城

大野出羽守に掛合、兩將互に戦死とあり、永祿四年、藥丸は、肝

付氏が將なり、又志布志蓬原權現座主舊記の内、天文十八年、

蓬原地頭大野出羽守云々の事を載す、然れば天文並に弘治

の間には、龍相城にて合戦あり、戦島は、藥丸彈正と、大野出羽

守と合戦の場なりとて、當村井手田門艸藪の中に、藥丸戦死

の跡残りて、軍神堂あり、又益丸村の内、大野出羽守自殺の場

も傳りて、石小祠あり、戦島より、又戦島には、六地藏建て、首

冢もあり、村老の輩、古骨を堀出せしを、往々見しとありとぞ、

又土人の傳へに、往年は戦島に被甲人の石像あり、此邊靈怪

多く、高歌大聲すれば、俄に魔風起りて、或は即死し、或は馬より墜ち、行人恐れ苦しみが、當邑心慶寺の住持某、戦島に石祠を建て、彼靈を神に崇め、椎ヶ島大明神と稱し、彼石像を寺

内に移す、是より其怪息しとぞ、其石像、今にも寺内に存じ、鎮守堂の前にあり、此戦は、大戦に非ずといへども、土人毎に魔風の事を談話とする故、詳に是を記す、

○戦島 前文に見ゆ、

○被甲人の石像 前文に見ゆ、

胡摩崎城地方、頭館より西 假宿村にあり、榊井頼仲、其弟頼重、此城に據る、延文二年丁酉正月廿七日、彌寢重種、清増、兵を引て、頼仲、頼重を當城に攻む、晦日、是を陥る、根占、越右衛門家藏、文書に曰、大隅國彌寢孫四郎重種、軍忠事とありて、其功を記す、文に曰、延文二年正月廿七日、凶徒榊井四郎、打入日州救仁郷、胡摩崎、搆城郭之間、馳向致散々合戦、攻落彼城、頼仲同舍弟孫四郎、頼重以下、親類若黨等數十人討取之、訖、仍所々合戦、抽忠節之上者、預御一見之状、爲備後代、粗恐々言上如件、延文二年、

五月日とあり、又大隅國彌寢又五郎、建部清増、軍忠事とありて、其功を記す、文に曰、延文二年正月廿七日、榊井四郎、頼仲、打入日州救仁郷、胡摩崎、搆城郭、楯籠之間、不廻時、尅馳向、致散々合戦、若黨太夫房被疵、右同晦日、攻破彼城、頼仲、頼重以下、親類若黨等數十人討取之、訖、仍自最前迄于今、所々合戦、抽忠節之條、御見知之間、不及巨細、然早預御證判、爲備後代、粗恐々言上如件、延文二年五月日とあり、又仁禮家記に曰、延文元年丙申正月、榊井四郎、頼重、大崎胡摩崎城にて戦死すと、先是、榊井頼仲は、志布志に據て、近邑を併せ領し、軍威を振ふ、諸舊記に、多くは延文二年、畠山直顯、頼仲を松尾城に攻む、二月五日、城を棄て、大慈寺の内、寶池庵に入て自殺と記す、其時、頼仲、寶池庵にて辭世の偈歌もありて、其説同しからざることかくの如し、蓋頼仲、胡摩崎城より、松尾城に遁れ至て、敗死せしならん、

頼仲が事は、志布志松尾城、及び大慈寺の條下に詳なり、
天守城方、二頭館より餘、益丸村、菱田にあり、楡井頼仲、志布志
を領せし時、屢兵戰ありし城址といふ、

大冢山方、十頭館より餘、横瀬村にあり、周廻三丁許の林叢なり、
往古戰場ならんと云へども、事跡傳はらず、山上に大なる石
棺あり、年月姓名を記さず、古陶器の類、今に崩れ出ることあ
り、

鳥井ヶ段方、四頭館より許、野方村にあり、元龜元年三月十九日、
北郷氏と肝付氏との合戰場なり、北郷藏人雲庵戰死の名塔、
其外首冢あり、古甲冑刀劔の類を、時々掘出といふ、

遠見尾岡方、二頭館より許、野方村にあり、應永中、肝付鹿屋城
を攻めし時、義天公是を救ひ、此地を歴玉ひ、狼烟を上て、鹿
屋周防介が居城に示しめひし所といふ、草屋の跡二所あり、

物産

藥種類 天門冬 海濱に天然の生多し、 △柴胡 △金銀花

△瓜呂實 △枳殼 △車前子 △紫根 △茯苓 △辛夷

花 △香附子

蔬菜類 蕨 △松露 △海苔諸種

果實類 銀杏 △栗

花卉類 福壽草

竹木類 虎竹 細竹に文あり、煙管に住なり、 △樟

飛禽類 雉 △山雞 △鷓鴣 △鶉 △鴨 △水雞

走獸類 獺 △貉

鱗介類 棘蠶魚 △鱸 △梭魚 △鱈 △鯖 △鮪 △鱈

△比目魚 △海鰻魚 △海鯧 △烏賊 △浪貝方 △龜

△鼈 △鮓 △鮓 △鮓 △鮓 △蛤貝諸種

三國名勝圖會卷之五十九終

三國名勝圖會卷之六十目錄
日向國諸縣郡
志布志

山水

笠祇嶽 笠祇神社

御在所嶽 天智天皇行在所神社 天智天皇御

霧嶽

飯盛山

志布志川

安樂川

野井倉川

蒲葵島 禁庭蒲葵御前社の用

禁庭蒲葵の宮神社

蒲葵毛の御車

權現島

辨天島

平洲

夏井

有明浦 志布志津

志布志關所

居處

夏井關

八郎ヶ野關

神社

山口六社神社 本地 若宮神社 一宮神社

熊野三所權現社 河上神社 神社合記 中之宮神社

早島神社 大白田神社 諏方神社 白島神社 霧島社

佛寺

寶滿寺 諸天什寶畫像守八幡宮天皇御影像岩窟千手觀音

才院社 運慶門二王山下馬札地藏堂大慈寺 詩元國勸の隘穴佛舍利

禪師野社 什江寶臨神玉入神明所宮大掛樹火庵松鐘樓ケ石即心千院大年

支院詩 十境詩 大性院 天滿宮 永泰寺 野中掛水觀音

海徳寺 吉祥院畫像 佛寺合記 明千星手院 願行寺

舊跡

松尾城 西谷口 內城 安樂壘

蓬原城 古城合記 夏井城營 槻野村古戰城 千人塚

山假屋 志布志宅地 兼妙集船磯

物産

土石類 器用類 藥品類

蔬菜類 果實類 花卉類

竹木類 飛禽類 走獸類

鱗介類

三國名勝圖會卷之六十

日向國

諸縣郡

志布志 及本府より山郷内方二十里許にあり、當邑は、教頭院、
志布志村にあり、武備志、志布志に作り、東の藻會下意に思見、
志布志にあり、武備志、志布志に作り、東の藻會下意に思見、

山水

笠祇嶽 地頭方二里 志布志村にあり、此嶽秀拔にして、樹木を

生ぜず、東は那珂郡福島の山に連りて、當邑群山の内最高し、
絶頂に兩郡の界を分つ、又絶頂に笠祇大明神社を建つ、其華
表左右の柱は、兩郡に跨り、西の柱は、即當邑の地にて、東の柱
は、福島領の地にあり、當社は、往古内之藏村の内森山にあり
しを、後に此地に移せり、先是此嶽は、前嶽といひしに、神社を
遷すに及て、笠祇嶽と改む、土俗の傳へに、往古關東一之平よ

り、馬を舟に載て、日州に下りけるに、福島海上にて、風濤に
遇ひ、破船す、馬は恙なく、福島の内烏帽子島に上り、此地に來
る、後に其馬の裔種繁殖し、終に牧馬苑となる、其時當社を牧
神に崇めしとぞ、爾後其馬他領に逸れ出ければ、牧馬苑は末
吉に移さる、今の烏帽子野是なり、

○笠祇大明神社 前文に見ゆ、祭祀十月廿八日、

御在所嶽地頭館より田之浦村にあり、因て田之浦嶽とも

崖ヒラ

いふ、一名穎娃崖マといふ、此嶽平地に特起して孤高なり、嶽上
林木鬱然たり、往古絶頂に山宮大明神とて、天智天皇を

祭れる社ありしが、嶽下に移す、今其址に石小祠を建て、
天智帝の廟といへる五字を彫刻す、當邑大慈寺五十九按ず

るに山宮大明神社、舊記に、往古 天智天皇、嘗て薩摩國穎
娃聞開の地に行幸の時、今の志布志安樂村海濱に御着其船

云磯とあり、土人を召て、開聞嶽の所在を問はれ、此嶽に登臨し、
遙に開聞嶽を眺望し玉ふ、是歳五月五日、穎娃に至り、九月九

日まで蹕を留らる、穎娃に於て玉依姫を寵せらる、玉依姫十
六歳にして、娠む、翌年五月十八日、乙宮姫を生む、此玉依姫は、開聞社と

志起、穎娃の卷、開聞神社に詳なり、天皇穎娃より又志布
志に遷幸あり、白馬に騎りて毛無野をすぎ、此嶽に登り、開聞

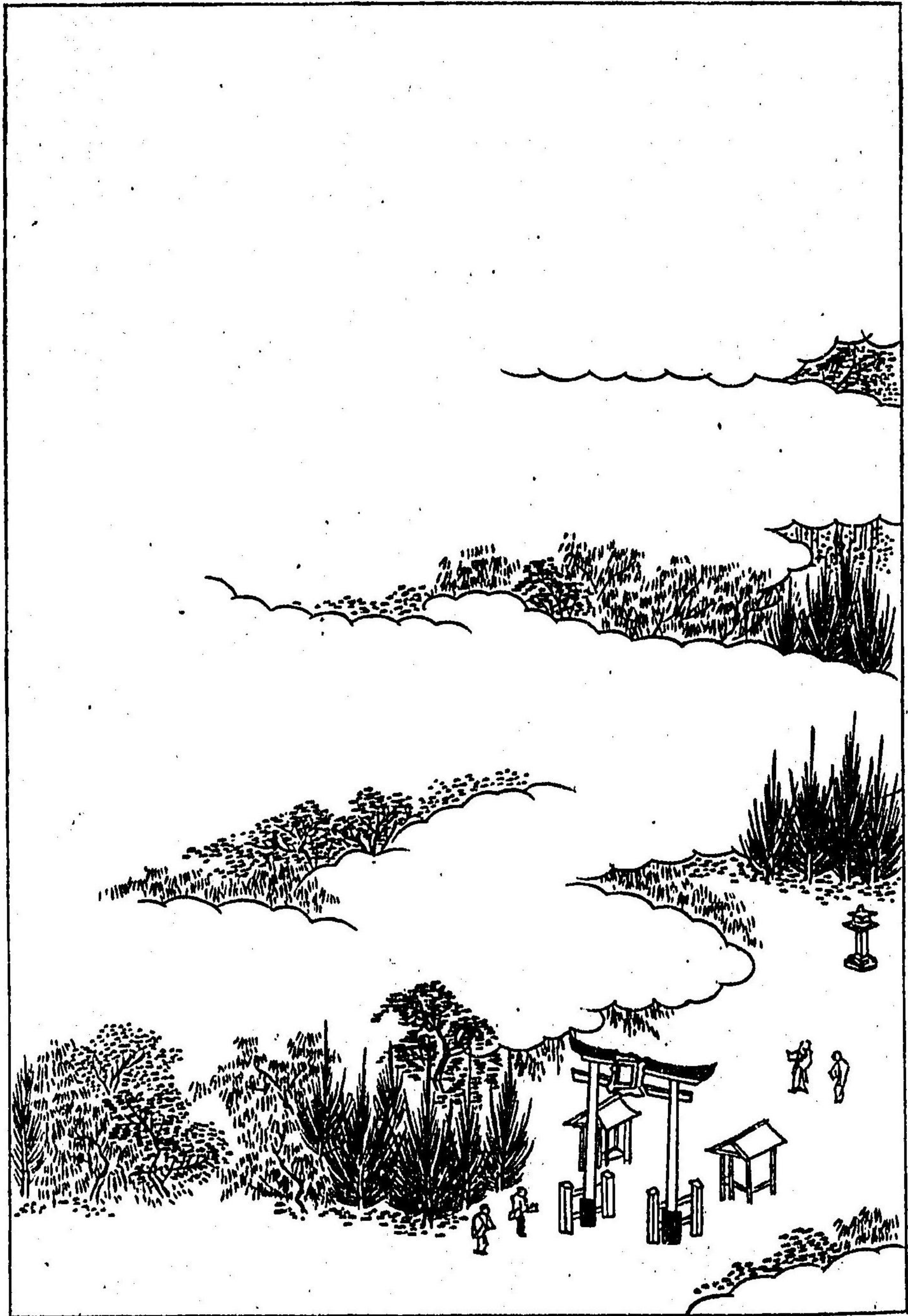
岳を望み、遠く去に忍びず、行宮を建らる、且崩後に至ては、廟
を爰に建べしと詔し玉ひ、是冬志布志濱より船に乗じて還

幸し玉ふといへり、此嶽 天皇駐蹕の地なる故、土人御在
所嶽と號す、 天皇崩御の後、和銅元年戊申六月十八日、此

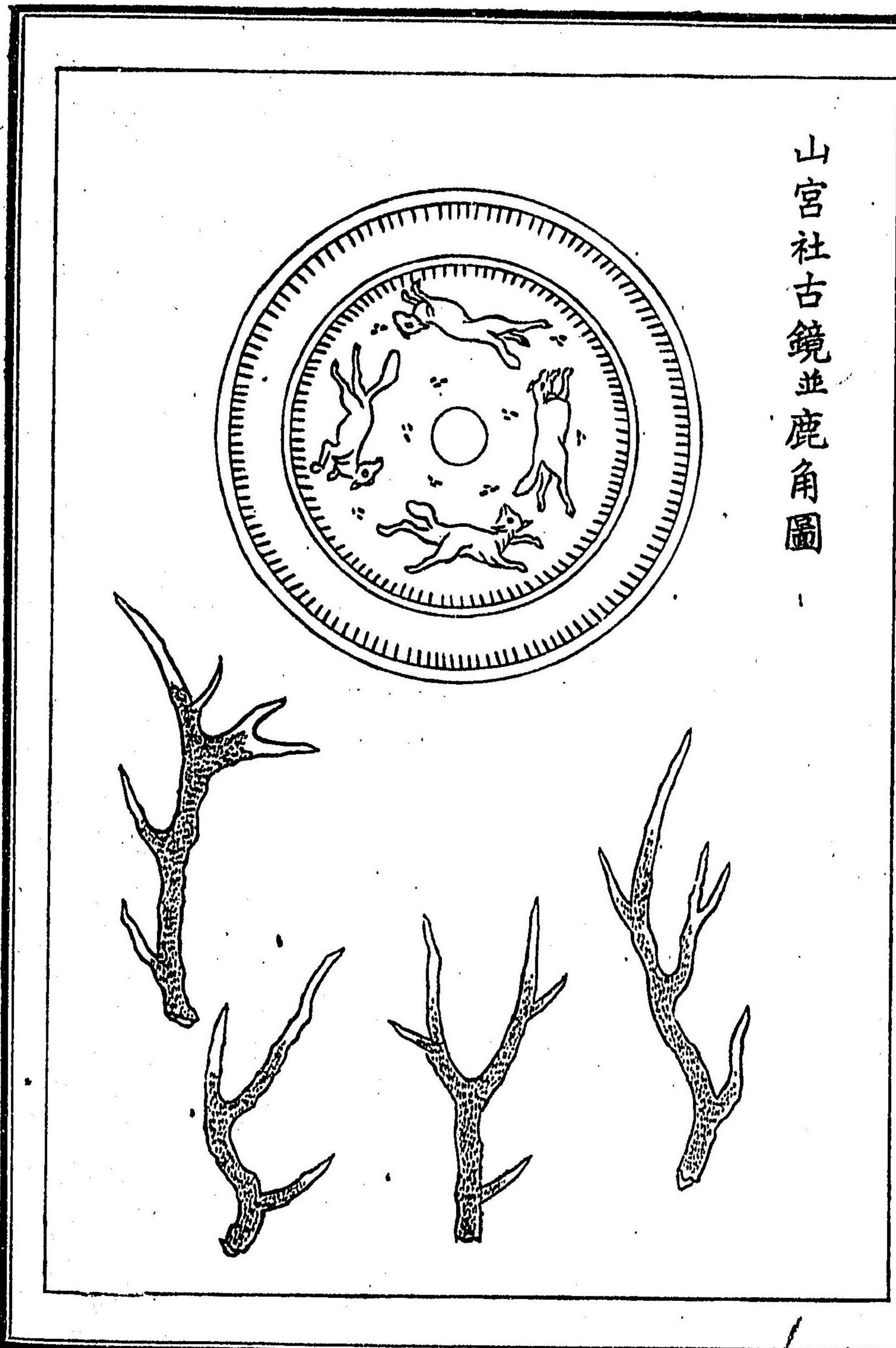
嶽の絶頂に神廟を建て、一宮といひ、又山宮大明神と稱ず、祭
神一座、 天智天皇是なり、又 天皇石祠の外に、二石小

祠あり、其一は、 天皇に扈從の臣の靈を祭て、山神とす、其

山宮神社



山宮社古鏡並鹿角圖



祠の西側に、御腰掛石と稱じて、今に残れり、其石高さ一丈五
 尺、周圍七丈五尺、又此石四に破裂す、前面の石、周圍七尺五寸、横五尺、其御腰掛
 石の中より、櫻樹一株を生ぜり、七尺、此嶽孤高なる故、額娃邑
 の開闢嶽は、遠覽の中に明なりとぞ、以上は御在所嶽上の事
 蹟とす、初め山宮神社は、上文の如く嶽上にありしが、土俗の
 説に、開闢嶽見よて崇りあるに依り、大同二年丁亥六月朔日、
 嶽下に遷祀せしとて、即今嶽下に其社あり、今の地も、田之浦
 村に屬して、宮地門といへる所なり、元龜二年十二月廿六日、
 山宮大明神御寶殿、伴兼亮息災延命、伴兼朗弓箭勝利、子孫繁
 昌と記たる棟札を藏む、是時遷宮に非ず、内殿に白銀の幣一
 ツ、及び古鏡卅四を奉納す、其一鏡の背に、銘を鑄出す、文に云、
 償得秦王鏡、口不惜千金、非開欲照膽、特是自明心、祭祀二月卯
 日、九月卯日、祭祀の時、牲獵ニカと號し、古より今に至て、申日はい

つも獵をなし、正月は宮に鹿倉にて、獵所の定めあり、其獲たる鹿と野猪は、携へて社殿を三度廻るを故事とす、是を社の左なる川、安樂の流に浸し置き、祭日神前に供ふ、鹿角は都て社内に納む、鹿角の中、甚た異狀の者あり、凡そ 天智天皇の事蹟は、後章山口神社、一宮神社、山假屋、志布志宅地、舟磯等の條下を併せ見るべし、

○天智天皇行在所 前文に見ゆ、

○天智天皇御腰掛石 前文に見ゆ、

○山宮大明神社 前文に見ゆ、

霧嶽 地頭館より 井崎田村にあり、此山西の方松山に連り、層岑復嶺遠く出沒す、其中秀拔なるを、霧嶽といふ、土人の獵所なり、

飯盛山 地頭館より 夏井村の海邊にあり、邦君當邑巡視の

時は、此山上に行亭を建つ、是より他領福島の分界を遠望し玉ふ所なれば、其時目力の所及は、狼煙を擧て其分界を標すといふ、

志布志川 土俗前川と呼ぶ、水源は、内之藏村高庭の山中より出て、志布志村邑治の下を通りて、海に入る、海口は權現島捍蔽して、風濤を防ぐ、故に大小舟舶泊繫に便なり、且人家此川を夾み屋を列ね、人煙頗る繁蕪なり、此川十二月より二月比まで、白魚海中より上る、當邑の名産なり、

安樂川 上流は、末吉邑松箇野川にして、當邑に入り、安樂川の海に注ぐ、水勢稍盛なり、此川香魚鱸魚名産なり、

野井倉川 水源に三川あり、其一は市芝川と云、川源福山邑牧野より出て、當邑と末吉松山兩邑との界を歴て、當邑の山に入る、其一は月野川といふ、川源は恒吉邑の山中より出て、當

邑と恒吉境をすぎ、當邑の内を通る、其一は大鳥川といふ、水源は高隈、百引、市成三邑の小川合流して、當邑の内に入、是より當邑と大崎邑との境をすぎ、當邑に入て、月野川、市芝川に合流す、此より當邑と大崎との境をすぎ、又當邑と大崎とに處々出入して、下流は當邑に入り、野井倉村にて海に注ぐ、此川大崎にては菱田川と稱じ、當邑にては野井倉川と號す、水勢頗る大にして、下流は舟渡なり、又末吉神代の遺蹤、下津瀬のある狩川も、此川に入る、

蒲葵島

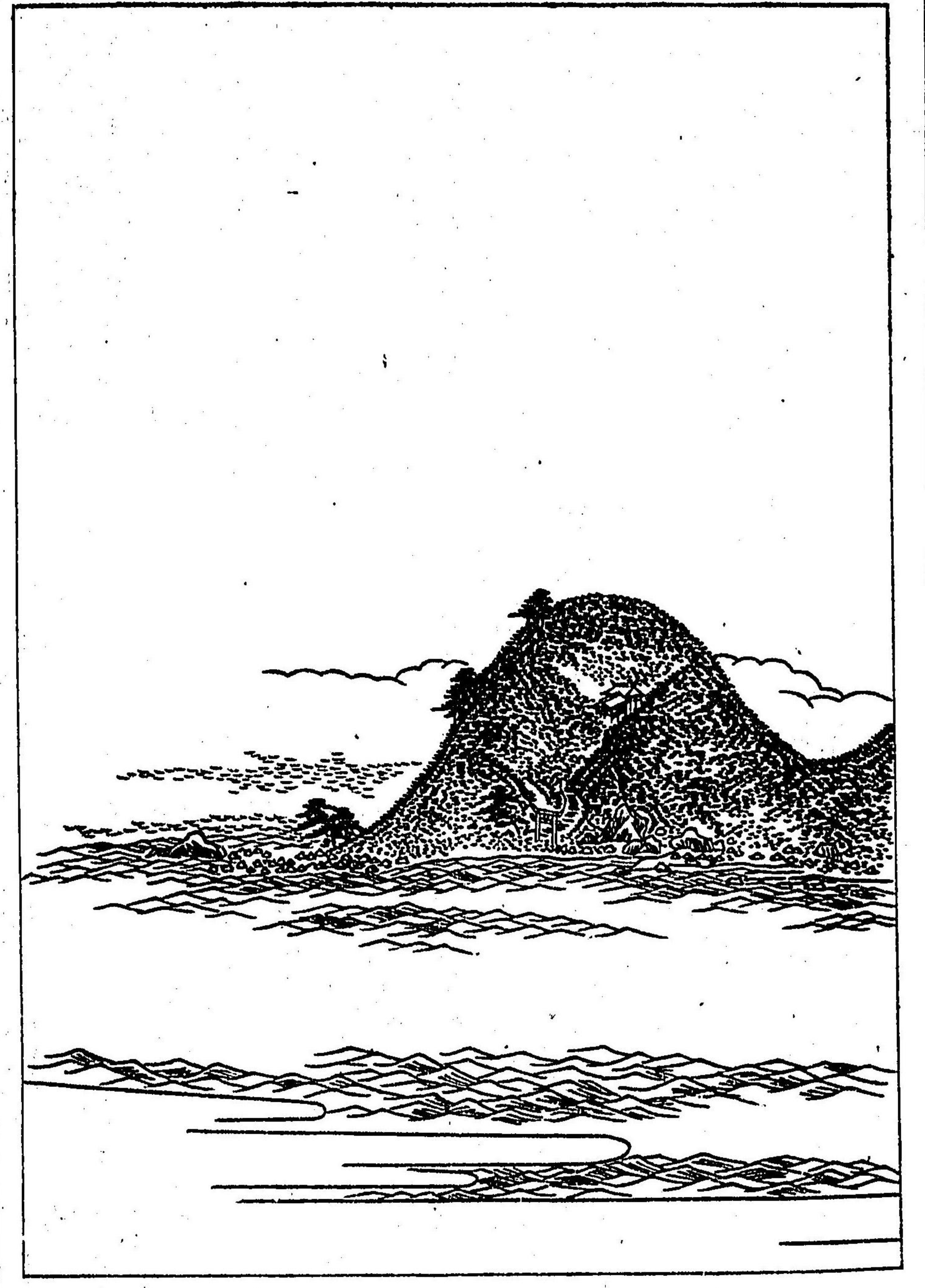
地頭館より
午方二里

志布志村の海上にあり、此島の周廻凡一

里、人居なし、怪嶺奇石相列なり、樹竹鬱然として、蒲葵樹特に多し、故に其名を得たり、土人蒲葵の新葉を採て、團扇、圓笠を製す、當邑の名産なり、海渚に螺蛤魚介を産す、此島海上を捍蔽せる故、風濤の災少く、漁釣に便利なりとぞ、此島の巔に蒲

葵御前社あり、天智帝の妃所生の皇女、乙姫宮を祭る、山口神社六社中の一なり、六社は、下の山口神社に詳なり、例祭正月申日なり、山口大明神舊記に曰、天智帝穎娃に行幸し、玉依姫を寵す、玉依姫一女を生ず、乙姫宮といふ、乙姫宮後志布志に來て薨す、此檳榔島に葬る、因て此島に社を建て祭ると、是なり、所謂檳榔は、本來漢名蒲葵の事なるを、世に誤りて檳榔の文字を用ひたり、然れども古事記に、檳榔の長穗宮と見、檳榔をアチマサと訓せり、又光仁帝の寶龜八年五月、渤海國の使者史都蒙等が蕃に歸る時、都蒙が請に因て、彼王に賜ひし物件に、檳榔扇十枚と見、たれば、誤も亦久し、往古禁庭の諧式に、此島の蒲葵葉を用ると多し、延喜内膳式曰、檳榔葉八枚、扇涼御版料とある者は、即此處の蒲葵葉なり、又式部式に、檳榔馬蓑六十領、同螻蓑百廿領、蘭帖笠百三十、太

蒲葵島



蒲葵樹



宰府交易の物にて、並に此島の出す所なり、往古禁庭并に攝
 家に用らる、蒲葵毛の御車、蒲葵の葉も、亦此島の所産なり、蛤婦
日記に曰、昔は彼とるの事かせり、唯檳榔一に、四人計乗せり、保
 延五年十月、八幡加茂兩社に詣ての日、蒲葵毛の車を用られ、
 又承元三年十一月、春日社詣ての時も、蒲葵毛を用らる、又東
 鑑に、建保六年戊寅六月廿一日、於御所御車二兩、檳榔半部、廿七日、
 將軍家爲大將拜賀、參鶴岡宮給、御車檳榔、車副二人、牛童一人、
 榻楊、八月十五日、鶴岡放生會、將軍御參宮被用、檳榔御車云々
 とも見にたり、又飭抄、毛車の條下に、執柄家禮之人、用檳榔毛、
 檳榔前、關白近衛領鎮西志摩戶庄土産云々、仍所望用之云々
 と見にたり、飭抄は、中院の元祖、通方嘉禎四年五月廿、著述
 にて、得佛公より年五許も少し、承元の古帖を、斯も此に筆
 抄せられしならん、其頃近衛藤公基通の子家實、攝政關白た

るに當れば、前の關白とは、基通をいへるならん、執柄家とは、
近衛家を始め、五攝家の事にて、家禮とは、其家令を云へるな
らん、左大臣の家令余義仁に、外從五位下を授られし事、天平
十六年の記に見れたり、此に所望して用之とは、基通の家令
より、得佛公に所望して、島津御庄一圓の内なる、志布志の
蒲葵島より採らせて、献ぜられしならん、故に志摩戸庄土産
と記されしならん、志摩戸とは、即島津の事にして、志布志は、
島津一圓莊の地なる故、斯いへるならん、島津御莊は、都城の
卷に詳なり、寛政二年庚戌十二月、
仙洞御所、御諱は智子、櫻町院
の帝^{第二}女、遷幸の時も、近衛藤公の請にて、邦君より蒲葵葉百
五枚を禁廷に献ぜらる、是近衛家より請はれしは、故事に従
はれしならん、又上文所引の、
光仁帝の寶龜八年五月、渤海國の使者史都蒙等が蕃に歸る時、都蒙が請に因て、彼王に

賜ひし物件に、檳榔扇十枚と見にたるも、志布志の産なるへ
し、然れば今志布志の蒲葵扇も、最古き名産なりと知るべし、
○禁庭蒲葵の用 前文に詳なり、
○蒲葵御前社 前文に見ゆ、
○禁庭蒲葵の諸文 前文に見ゆ、
○蒲葵毛の御車 前文に見ゆ、
○蒲葵扇 前文に見ゆ、
○濱宮大明神社 安樂村船磯にあり、蒲葵島蒲葵御前の神
靈を崇む、蒲葵島の本社は、海路なれば、便ならざるを以て、爰
に勸請し、濱宮大明神と號す、
權現島地頭館より 志布志村にあり、此島周廻五町許にして、
志布志川海口の街に當る、海岸を離ると僅に數歩、潮満る時
は島となり、収汎の時は、陸地に接す、因て島陰は舟楫の泊繫

處となる、此島、高さ百丈許にして、老松森然たり、絶頂に波上
権現を建つ、磴路、藤を引き、崑を攀て登るべし、臨眺するに、風
景妙絶なり、此社當邑寶満寺の鎮守なり、祭祀九月九日、

辨天島辰方一里許、夏井村にあり、海岸を距ること僅に十餘
歩なり、此島の左右に、崑崙長短海上に突出して、島を抱くが
如く、景状奇勝なり、島頂に辨天社を建つ、

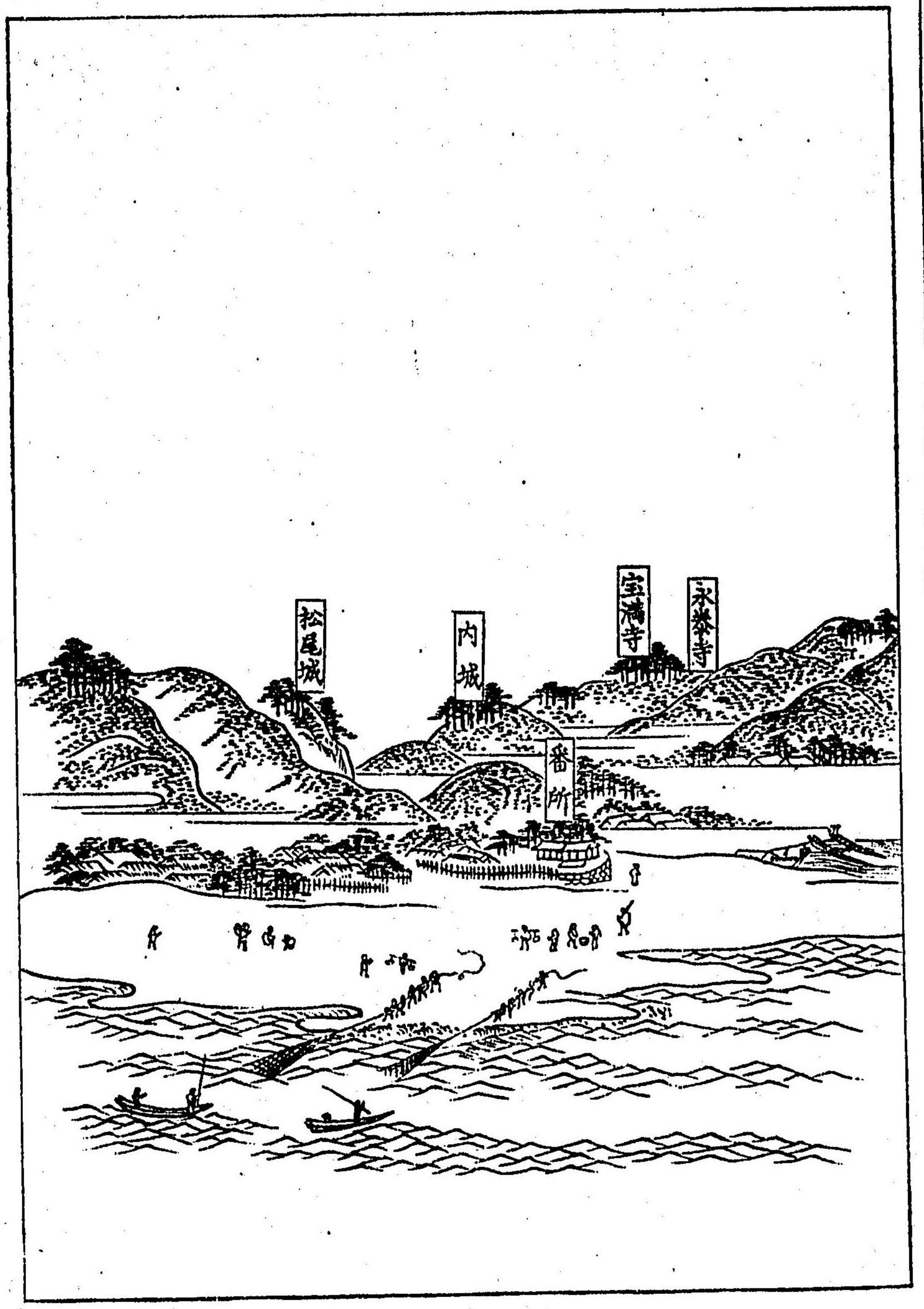
平洲方三十三町餘、夏井村の海上にあり、岸を距ること三町
二十歩なるべし、此洲四邊石巖多く、海上に露れ出て、廣さ五
六段あり、白沙珠玉の如く、貝殻雜りて甚鮮麗なり、大潮の時
は、其洲を没すといふ、邦君巡行の時、遊覽の所とす、平日に
は、衆人漫りに至ることを禁ず、此洲より眺望するには、海陸
の風景特に勝絶なり、

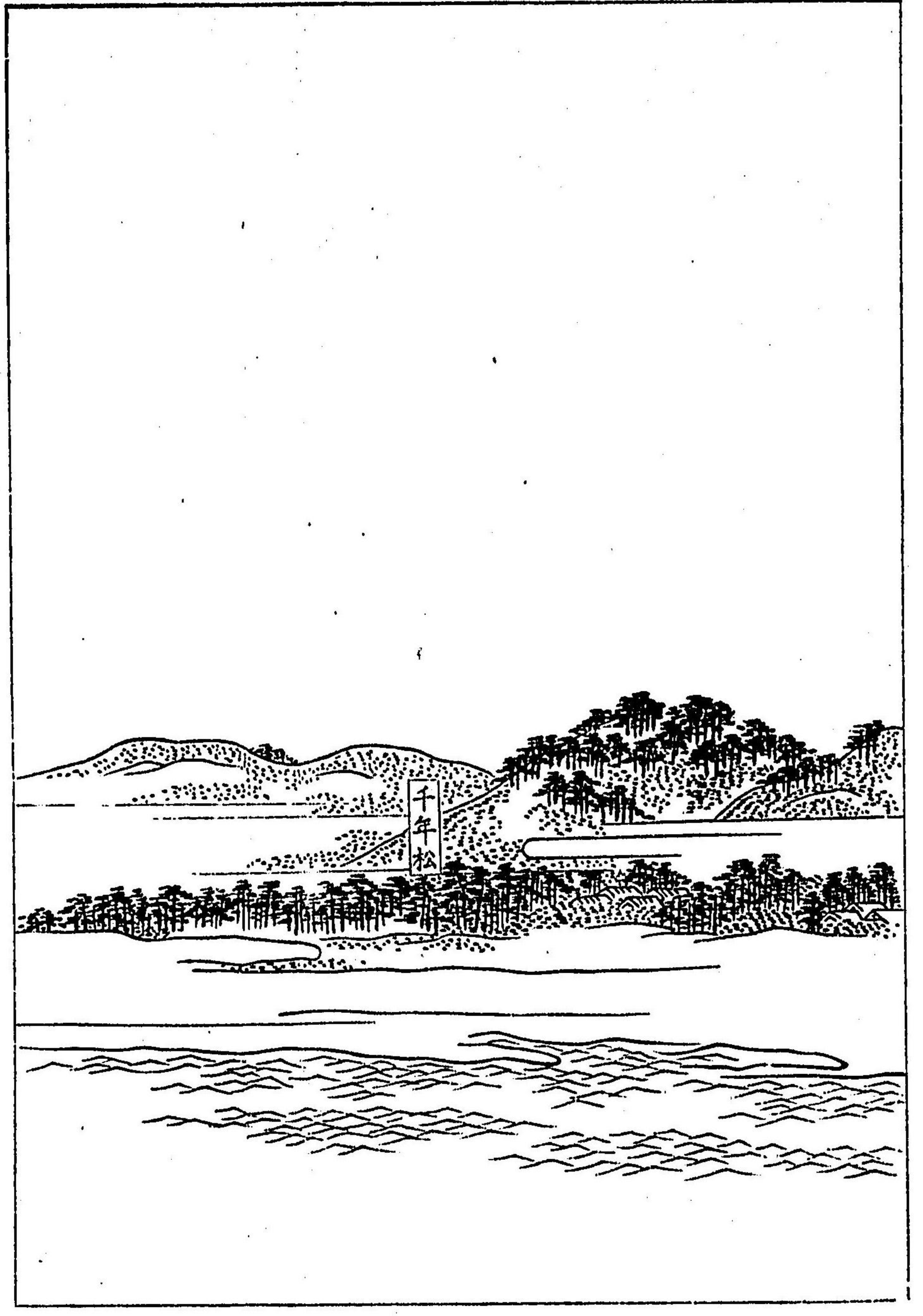
夏井方三十一町東、夏井村にあり、此村に井あり、冬は涸れ、夏

は水盛にして溢る、因て此村を夏井村といふ、當邑の名水な
り、

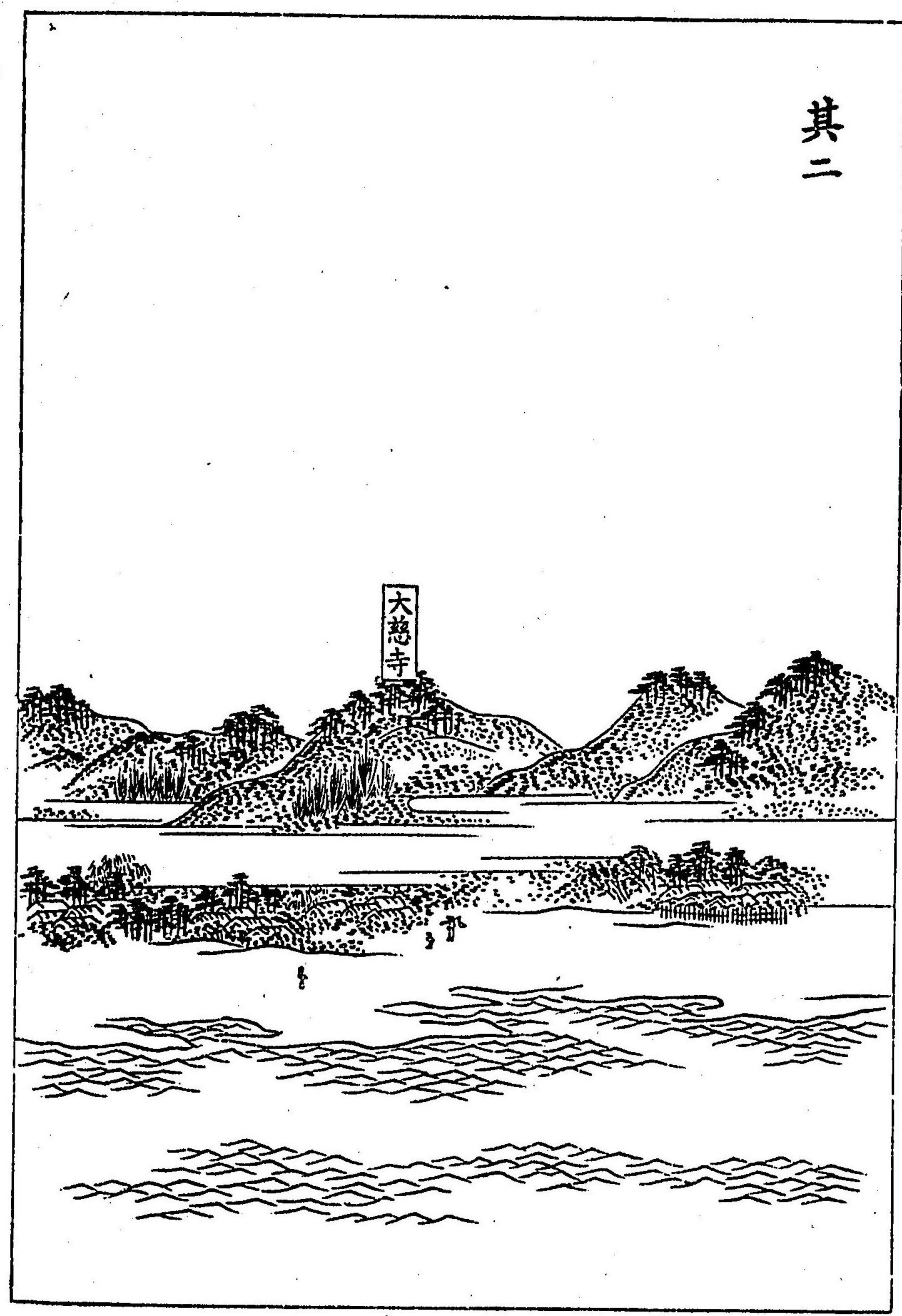
有明浦 志布志村海邊の總名なり、當邑の海上、東は遙に那珂
郡福島の地觜、北より南に横出すること四五里、其地の觜端
を戸肥の岬といふ、南は内之浦邑東方の地觜、突出すること
一里許、其端を火崎の觜といふ、土肥の岬と、火崎の觜と、相距
ること八里許にして、當邑の海上大灣をなす、蒲葵島は、其海
上に屹立し、権現島は、近く海岸に接し、且志布志川の海口、舟
楫の泊處となりて、灣内良港とす、加之西は高隈嶽、南は内之
浦の國見岳、屋一名高、後に秀拔し、火崎土肥の群山遠く環擁し、
大小の島嶼、奇を呈し、高低の寺觀、巧を競ひ、風帆漁舟の來往
せる、朝暉夕靄の隱要する、其風景千狀萬態、具さに舉がたし、
安永三年、遊行五十三世尊如上人、當邑に巡行せし時、

有明浦





其二



たぐひなや春も名残の月の影
浪白妙の有明の浦

往古薩隅日の地は、島津御莊ありて、其御莊は、近衛藤家の所領なり、其莊衙は、今の都城邑郡本村邊にあり、又往古諸國に國司を置れし時は、郡本村に、日向の府治ありしといふ、郡本村邊の地は、又島津院ともあり、郡本村に、島津莊衙ありし時、其海邊の近きは、此志布志にして、殊に海港のある處なれば、當時上方へ舟楫の運漕は、皆此志布志津より往來をなし、島津御莊の水門なりと見たり、且上方往來のみならず、薩隅地方、及び屋久種子等の諸島より、舟舶輻湊して、甚繁華の地なりしと云、かゝる海運の要津なる故にや、此を志布志津ともいひ、又關所をも置れしこと、當邑寶滿寺大慈寺の文書にも見たり、正和五年十一月、寶滿寺の文書に、日向方島津御

莊志布志津大澤水寶滿寺敷地四至境事云々、又永和四年三月、大慈寺の文書に、日向國救仁院志布志關所駄口米事、先規有、其沙汰者、不可有相違之狀如件、云々是なり、今に至て千家の町など、いへる口碑もあるなれば、昔時繁華の港たりしこと想像すべし、

○志布志津 前文に見ゆ、

○志布志關所 前文に見ゆ、

○千家町 前文に見ゆ、

居處

夏井關 地頭館より八町 夏井村にあり、此地那珂郡福島と、徑來の大道通ず、故に關を設く、

八郎ヶ野關 地頭館より三里 内之藏村にあり、飢肥封内に通ずる大道なり、

山口神社



三國御用印
卷之六



三國御用印
卷之六

之浦嶽、遙望開聞嶽、詔老翁曰、朕崩後宜建廟於此、既而天皇還于和州岡本宮云々、今田之浦山上稱天皇御腰掛石者、猶存焉、天皇崩御之後、建廟於其山上、祭天皇、號山宮大明神、名其地曰御在所、又立一廟於御在所山之口、祭天智天皇之皇太子大友皇子、號山口大明神、大同二年丁亥八月朔日、邑人遷之於安樂、曰山口六所大明神、山口六所神社祭神、一宮天智天皇、二宮倭姬、三宮玉依姬、四宮大友皇子、五宮持統天皇、六宮乙姬、是なり、元明天皇の御宇、岡本意美丸なる者、當邑に下り、此兩社の祭職を受く、神田を掌る、冷泉天皇の安和元年戊辰二月、神領五百丁を寄附ありしといふ、道忍公の時、文永四年丁卯三月、當社改建、其後乾元元年、康永二年、明德三年、文正元年、明應六年、永正四年、天文廿一年、天正十二年、以降近世に至り、屢改造と見ゆ、永祿四年

八月、神領官府に収入せらる、享保十九年甲寅二月、神祇道管領勾當長上從三位行侍從卜部朝臣兼雄、正一位の宗源宣旨を奉納し、華表に正一位山口大明神八字の額を掲ぐ、例祭正月中旬日、九月中旬日、九月の祭日、神輿濱殿下あり、濱殿宮は、當社より寅卯方一町餘、前條に見にたる山宮神社の假殿なり、神輿還幸の後、鑄流馬あり、其外小祭年中四十一度あり、又正月初午日、當社の神輿を奉じ、當社より寅卯方一里餘、下條若宮神社に至るの式あり、市渡りといふ、當社の境内に、古來白馬の入ることを禁ず、入れれば必ず災變ありとぞ、是天智天皇白馬に乗り玉ひし緣故なりといへり、當邑宗廟にて、座主千手院、社司小川某、

○本地堂 本社の庭にあり、聖觀音、智天皇千手觀音、乙天皇如意輪觀音、大友皇子十一面觀音、統天皇馬頭觀音、玉依準提觀音、倭を

安ず、各鏡面に像あり、鏡背に、皆文永四年丁卯三月十二日、造立と銘す。

○御鎧一領 朝鮮征伐の時、邦君御寄進といひ傳ふ。

○天満宮 本社の側にあり。

若宮神社地頭一町許 志布志村にて、山口大明神社より寅

卯方、一里餘にあり、祭神一座、持統天皇是なり、例祭正月

初戌日、此日市渡とて、山口大明神の神輿を昇て、此社に至り

祭式あり、往古山口六社の一なり。

一宮神社地頭一里許 安樂村にあり、往古 天智天皇船

磯に着玉ふ時、此所に夫婦の老人居住して、一夜の御宿を献

し、御膳を供し、鮫魚青螺の類上れりとて、其夫婦二人を一宮

と崇む、今に山口神社正月中午日祭に、鮫魚青螺の假物を供

す、此故事なりとぞ。

熊野三所權現社地頭二里 堀内村、蓬原にあり、大崎邑飯隈

山照倍院内熊野社は、往古此地にありしといふ、其緣故大崎

照倍院の條に見たり。

河上大明神社地頭五里餘 槻野村にあり、山下谷際に臨む、絶

壁數丈の間より、清泉瀉き下り、散して雨の如し、流水社前を

すく、樹木其上を覆ひ、景色清幽なり。

神社合記 中之宮大神社 安樂村にあり、祭神 天智帝の

妃玉依姬なり、神鏡の背に、天文廿四年と記す、又天文廿五年、

造立の棟札を藏む、往古は山口六社の一なりといふ、△天

満神社 槻野村にあり、永正四年、再興の棟札をおさむ。

△霧島大權現社 槻野村にあり、天文十七年の棟札を藏む。

△大田大明神社 槻野村にあり、本地十一面觀音、像背に大

永八年と記す、又文祿三年、大願主藤原義弘と記せる再興の

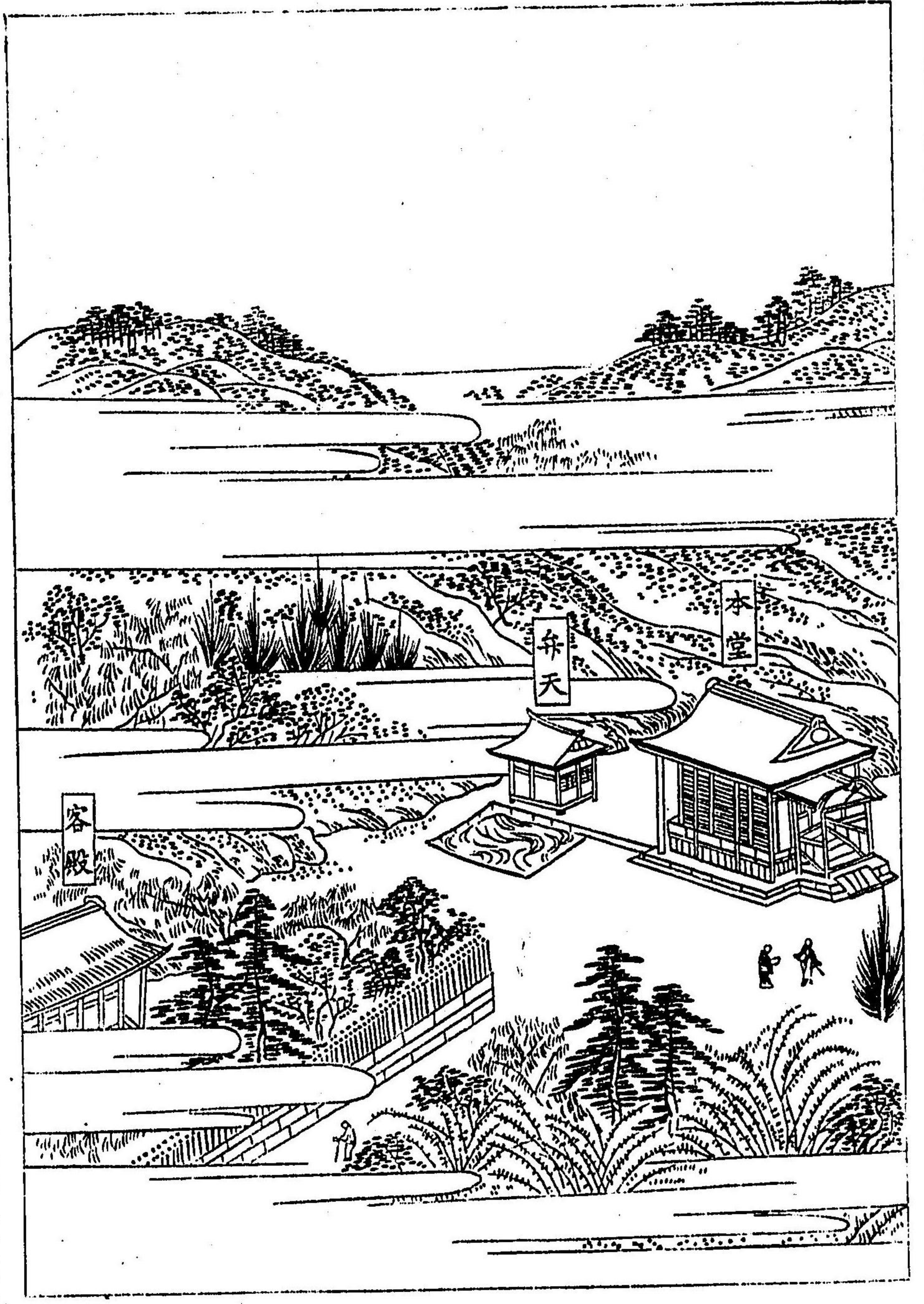
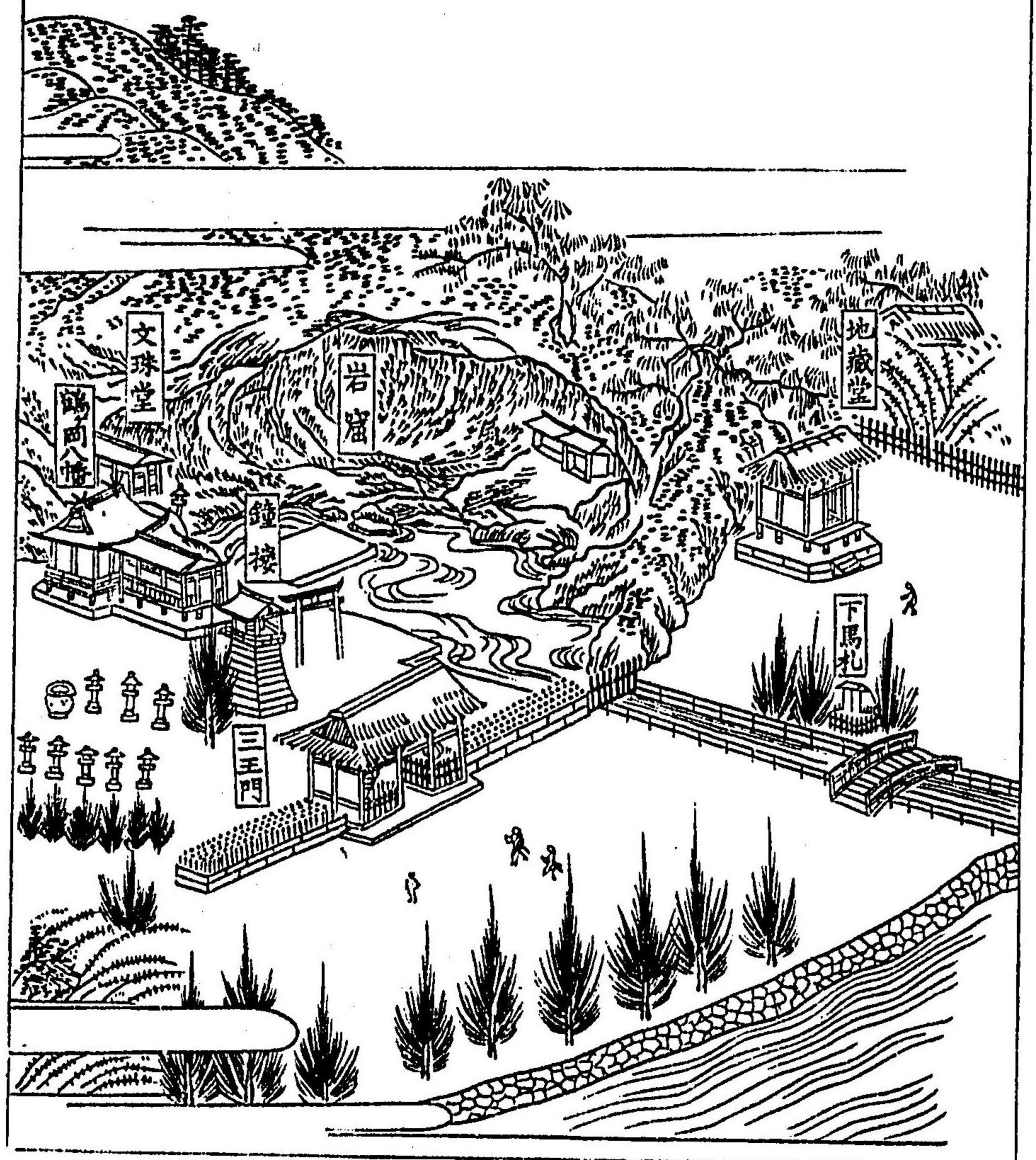
棟札を藏む、△歳之神社 槻野村にあり、天正八年、再興の棟札あり、△白鳥權現社 井崎田村にあり、文和元年建立すと云、天正六年再興、又慶長十年、大檀越藤原義久、並藤原義弘と記せる再興の棟札あり、△霧島權現社 井崎田村にあり、文明十年造立の棟札あり、△早鈴大明神社 井崎田村にあり、文和元年、建立といふ、△白山權現社 志布志村にあり、大永六年修造の棟札あり、△諏方大明神社 堀内村、蓬原にあり、元龜四年、大檀那伴兼亮と記せる再興の棟札あり、△鎮母大明神社 安樂村にあり、祭神、天智天皇の後、倭姫なりといふ、祭祀正月未日、打植祭と號す、往古は山口六社の一なりとぞ、

佛 寺

秘山密教院寶滿寺 地頭館より 卯方、三町餘 志布志村にあり、京都泉涌寺、

南都西大寺、兩寺の末にして、律宗なり、本尊如意輪觀音、長二尺八寸五分、運夾侍多聞天、持國天、共五分、往古は四天王の像、四軀、共にありしに、當寺の火災の時、燒亡して、今この二天の像のみ存す、中興開山信仙上人、上人、極一名、英基和尚ともいふ、鎌倉初め當寺は、聖武天皇の神龜年中、皇國鎮護の爲に創建し玉ひて、勅願寺とす、其後、鎌倉右大將源烈祖、志願ありて、本堂を再建し、本堂に其御肖像を安置せられ、且鎌倉より鶴ヶ岡八幡を勸請して、當寺の鎮守となし玉ふ、時に本堂は、九州の侯伯に命して造營せしむ、土肥次郎土屋三郎、其事を督す、此兩人當國に代官なりといふ、此事源烈祖再建の事、猶存す、切れ損ずといへば、源烈祖に至り、年を経たり、花園院天皇の御宇、正和五年丙辰の歲、信仙上人院宣を蒙り、當國に下向し、當寺を新建す、勅願所となる、故に信仙を中興開山と號す、其文書、鎌倉大將軍より授ら

寶満寺



參内院參勅許ありしに、西大寺は、中古より其式廢し、當寺は、舊に復し、參内院參を得て、今は泉涌寺と同格なり、一宗の内にて、當寺一箇寺のみ、御燒香等も禁庭の香火所、泉涌寺と同く、勅許ありとぞ、昔しは寺領甚だ多かりしに、今は田祿四十九石を有つ、寺地の周廻七町二十五間あり、本堂には圓通閣支那高三字の匾額を掛く、毎歲正月元日より一七日、寶祚長久、天下泰平、國家安全の祈禳を修す、就中正月十八日の夜、大法事を行ふ、本尊如意輪觀音、工製美妙にして、面容宛も活動するが如く、拜調する者、慄然として歸信を生ぜざる者なく、其靈驗感應あると、如意珠の諸寶を兩すに類す、故に當邑は言ふに及ばず、他邦遠近より、參詣の徒絡繹として絶えず、殊に産婦の擁護著しきとて、平産の護符を出せり、能隨頌施故第三持念珠為救恐痲苦左按光明山成就無傾動山金剛觀音六如

表無不動法故第二手憍持運能淨廣莊嚴法遊性不染法第三手方便斷
轉不無上法故第二手憍持運能淨廣莊嚴法遊性不染法第三手方便斷
本諸不有情法性圓流寂故光明如念輪陀羅尼經如於此陀羅尼有萬大威神
力一猶切災厄意悉能珠消滅一一切疾痛悉除愈富貴資財勢威力破
得成就亦不德揀慧時日淨與不淨若得已即有情衆人愛敬此
羅尼者亦不德揀慧時日淨與不淨若得已即有情衆人愛敬此
圓信受者其罪長起餘是今證器若隨方觀音持三者世地世大願
とかくの如し、

○天滿神畫像一幅 菅公手寫といふ、寺傳に曰、菅公左遷の時、日州大戸の濱に着玉ひしに、綱の綱に倚りて、暫く休憩せらる、因て是所を梅花濱と唱ふ、今、依肥領に屬す、志布志より五六里相距れり、時に當寺の支院光明院に留宿し玉ふ、此畫像は、其時住持に賜ひ、綱綱天神と號し、光明院に安置し、神領七十石ありしが、元和中、官に収入す、又畫像も、慈眼公の御時、官用となり、今は府城の内護摩所に安せらるとぞ、

○花園天皇御影像一幅 天皇の御像は、天皇の親寫なりといふ、讚あり曰、

傳如來正法、坐玉鳳禪宮、稽首花園帝、萬年護日東、

右讚は、後水尾天皇第八の皇子、良純法親王作にて、妙

心寺雪江書之しと云、

○千手觀音 持佛堂に安置す、鎌倉源烈祖の御形代といへり、

○佛舍利 由來前文に見ゆ、小塔に藏む、塔中正金製、後藤作、足

奉安置日向國寶滿寺塔婆、

佛舍利二粒、一粒東寺、

右於六十六州之寺社、建一國一基之塔婆、恭任申請、既爲勅願、仍奉請東寺佛舍利、各奉納之、伏冀皇祚悠久、衆心悅怡、佛

法紹隆、利益平等、安置之儀、旨趣如件、

曆應三年正月一日、左兵衛督源朝臣直義、花押、

○諸什寶 一國一基塔婆文書 曆應三年三月廿七日、足利

直義塔婆料寄附狀一通、同年四月八日、院宣一通を存ず、其塔婆廢して今見にざるは、前文にも記すが如し、△不動明王

立像、高二尺三寸、五分、智證大師作、 邦君御寄進といふ、△不動明王 立像、五分、高

刻分、弘法大師作、 新納氏寄進せりとぞ、△聖德太子像 立像、二尺、高一寸六分、聖德太子 △二幅對花鳥 筆呂紀 後水尾天皇より住

持拜領、△重陽詩歌二幅對 後水尾天皇より住持拜領、△後陽成天皇御衆筆一幅 住持拜領、△八景色紙八枚

櫻町天皇より拜領、△智恩院開祖良純法親王御書一幅 住持拜領、△一條關白兼香書 住持拜領、△三幅對書畫

正圓滿院門跡關白尙常實大僧 圓滿院御門主より住持拜領、△般

若心經一軸 二條左大臣吉忠真寫、吉忠當寺に寄進、△四幅對羅漢畫像等、薩 邦君より拜領、△龍虎二幅對畫 邦君より拜領、

○鎮守八幡宮 本堂の南傍にあり、關東鎌倉鶴岡より勸請の由緒、前文にも記す、本地彌陀、樂師、觀音、長三寸、六分餘、純金の秘像といふ、大秘の神體にて、住持一世一度開帳を許す、將軍家代々歸敬あり、祈禱の鎮符を献ず、鎌倉よりの古名寄帳、及び元弘元年、御供料寄進狀等、若干通ありて、神領二百石を附られしに、豊太閤の時、收入せらる、今に八幡領といへる地名残れり、祭祀十一月廿五日、往古は此日鑄流馬あり、且四方の商人會聚し、浮鋪ウキウラを建て、甚鬧然なりしといふ、今にも此日は、商人浮鋪を設くるとぞ、

○鐘樓 唐渡の鐘なりといふ、

○岩窟文殊、並隱穴 本堂の南二十步餘、寺内の池上に岩窟

あり、窟内小堂に、文殊菩薩を安す、岩窟文殊と稱ず、童兒の習書に、禱るに靈應ありとかや、又窟内一穴あり、此穴口狭小にして、僅に入るべし、火を明し身を伏して漸く行ば、平沙ありて廣く、流水あり、池の源なり、是より洞中遠きを限なし、是を隱穴と呼ぶ、

○辨才天社 本堂の後にあり、

○大門二王 石像の兩二王なり、邑人の説に、本田信濃守忠親 恕翁公に叛き、應永八年、又三郎久照總州家久哲を將として、櫛間より志布志を侵す、寶滿寺邊を亂掠す、志布志領主新納越後守實久松尾城に居る、時に庄内に軍を出す、城中空虚にて、守兵皆老弱のみ、一老翁あり、謀て紙製の假旗を豎て、衆兵の狀を示す、敵疑て進まず、實久急を聞き、兵を反て馳歸り、城下の犬馬場に戦ふ、野邊薩摩九郎麾下の兵、熊田原兄弟

某衆に擢て奮ひ闘ひ、共に戦死す、時に兄は歳十九、弟は十六、皆容貌壯偉にして、勇氣衆に超ゆ、人は是を稱賞して、當寺の仁王を建立し、兄弟の形代とすといふ、是戦三月三日なり、是に因て大平の後も、是日の勝利を賀して、今に至り、三月三日には、志布志に限り、旌旗を立つ、此故事なりとぞ、

○下馬札 當寺大門の外にあり、禁廷より賜ふ、

○地藏堂 當寺大門の外にあり、本尊忠

○支院 九品寺 志布志村にあり、當寺の末なり、本尊薬師、

往古は當寺の支院に、光明院、吉祥院、妙徳院、観音院、彌勒院、小塔院の六寺ありしが、今皆廢す、

○運慶墓 當寺山中にあり、寺説に云、當寺の本尊如意輪觀音は、運慶が作なる故、當寺へ安置の時、是に離るに忍ず、當寺に下り、此所にて没す、故に其墓ありといへり、運慶は、佛師定

朝六代の孫にして、建久八年、東大寺の夾侍を作り、世に其名高し、當寺觀音の安置は、元應二年にして、建久に後ること百餘年、此誤なるべし、

龍興山大慈廣慧禪寺 地頭館より申西 志布志村にあり、京都

妙心寺の管下にして、臨濟宗關山派なり、本尊千手觀音、高二尺五寸

三寸分、運慶作、夾侍四天王、同作、夾拈華堂と額あり、支那高 開山玉山和尚、名是

玉山は、開基楡井遠江守頼仲なり、玉山和尚は、信濃州の人、俗

姓井上氏、京都南禪寺開山大明國師 又龍吟國 の法嗣なり、元

國に渡海し、四明天寧直翁和尚に參禪するを八年にして、心

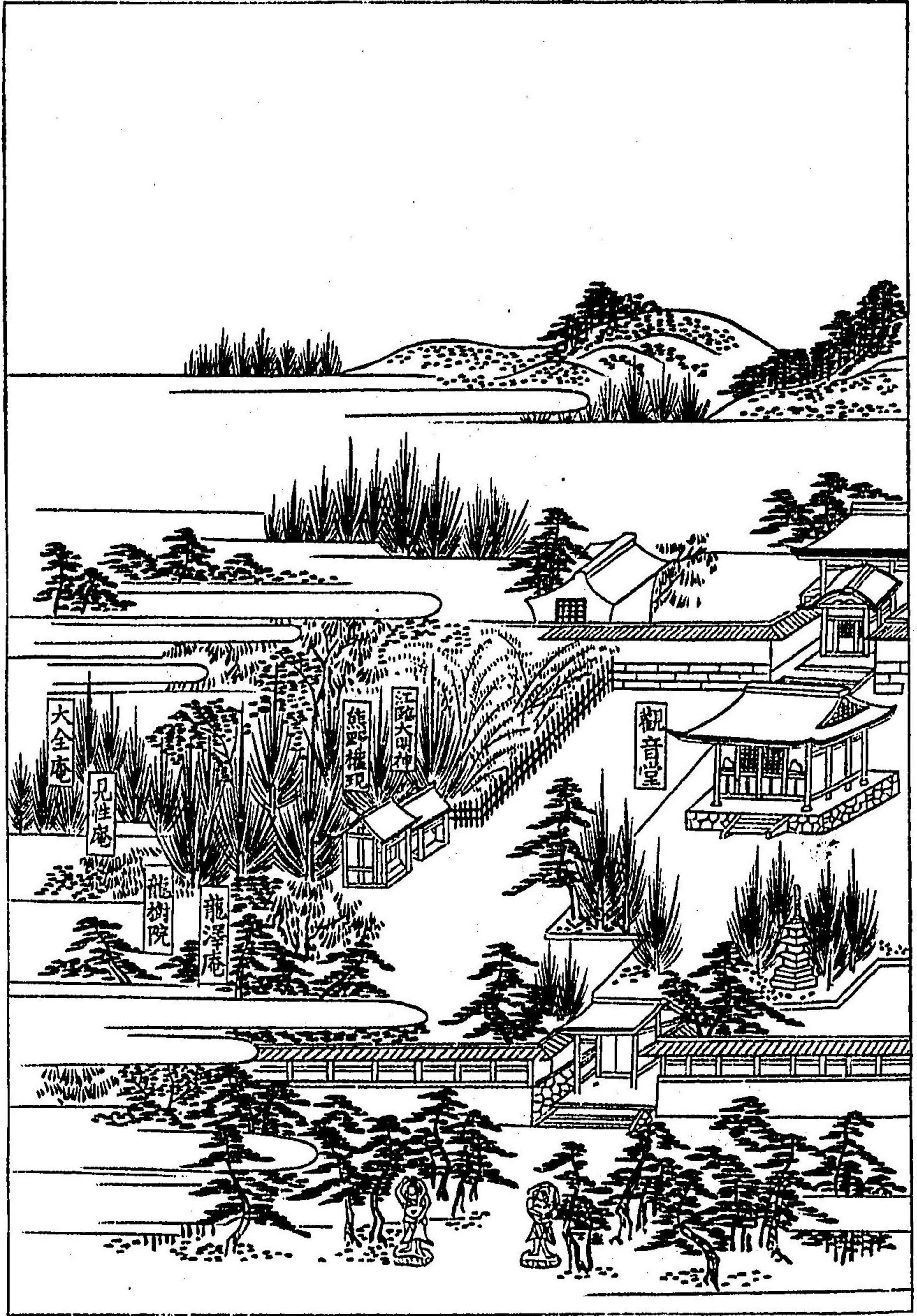
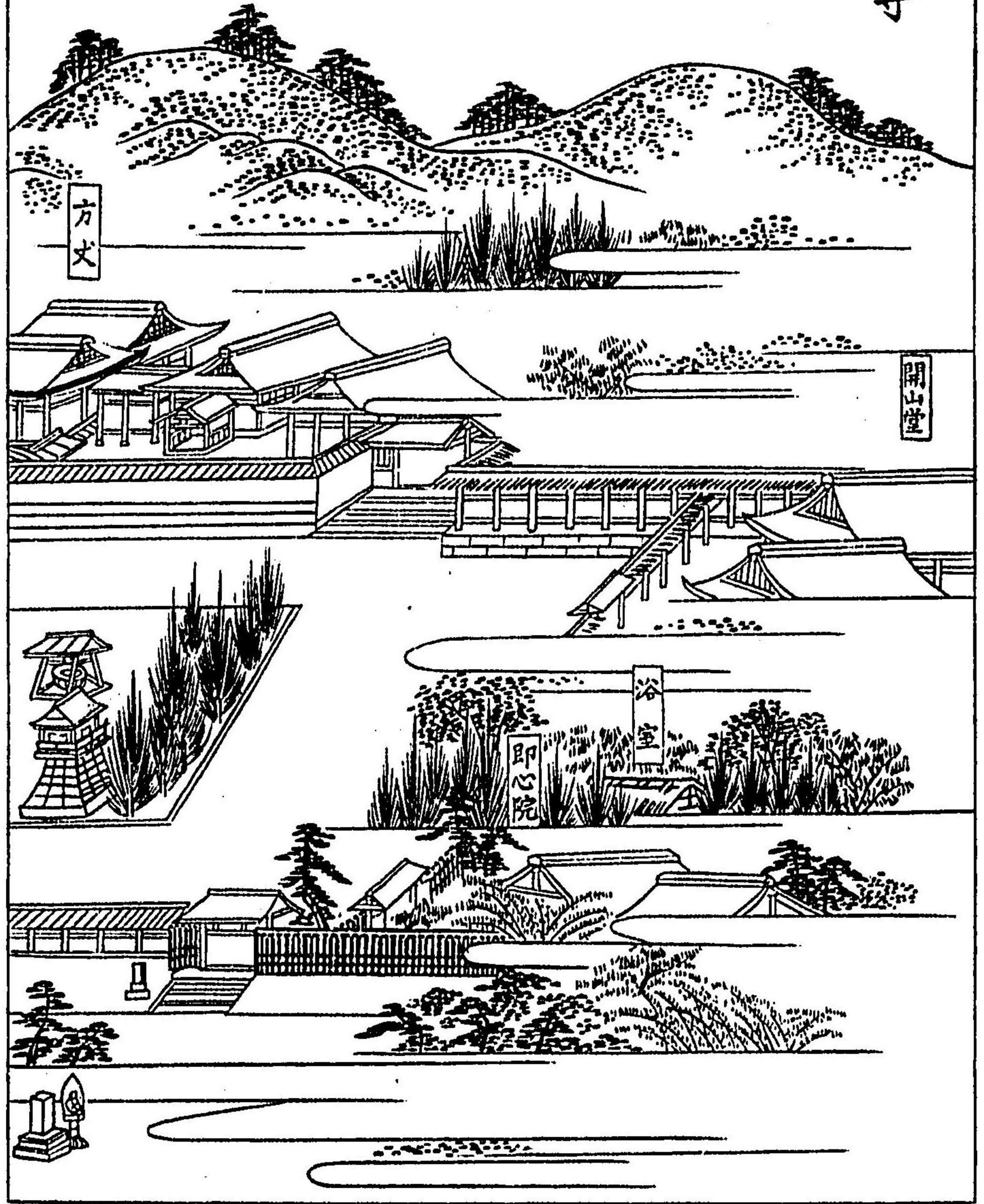
悟を得たり、直翁玉山の名號を授て、證明す、既にして歸朝の

時、大始良濱田村葦箇濱に着し、寺を構へて吞海庵と號す、此庵

は、廢して 又大始良龍翔寺を建つ、既にして京都に上り、大明

國師に謁し、得法を勤過す、時に 龜山太上天皇禁中に妖

大慈寺



あり、
 天皇大明國師に命じ、其妖を除かしむ、大明國師十僧を率て宮中に入り、坐禪すると七日、其妖遂に息む、玉山十僧の衆領となる、故を以て
 天皇寵異を加へらる、師耳順の比、豊後州に遊び、崇聖寺を建つ、師弘化を謀り、日州に至る先、是、楡井遠江守頼仲、官軍に應し、隅州高山弓張城に居り、曆應三年庚辰の歲、高山波見村に一寺を建て、帝釋寺と號す、其後今の地に移し、大慈寺と改む、或は曰、曆應三年は、帝釋寺を即ち當寺なり、後廣慧の二字を勅賜ありて、大慈廣慧禪寺と號す、頼仲、玉山和尚を請て開山とす、師當寺に居ると四年を歴て、觀應二年辛卯五月廿五日、當寺に入定す、開山堂に、師の其所なり、亭を設く、地下に石棺あり、是入定處、勅諡を佛智大通禪師と號す、文以上玉山和尚の行業は、大慈寺住持、所記の開山、並の時、龍翔寺を參取して、又、幾年も記なく、大始慈寺等に轉住せらる、師如朝

都記す、然れども、大慈寺に傳れる師の傳記には、師順の比、九州に京下寺に豊後に崇聖寺を創建し、又、日正とすべし、大延文二年丁酉二月五日、頼仲、畠山直顯と戦て大に敗れ、尾城に見ゆ、當寺の内、寶地庵に馳入て自殺す、其位牌、今開山堂にあり、前面法名、大用大、禪定門、年月、後面辭世偈頌を記す、
 大事因縁 五十七年 遊戯自在 劔樹刀山
 こしかたも又行末も此年の

此月のけふ只今にあり
 寶地庵は廢して、頼仲石塔其寺址にあり、頼仲が自殺は、玉山和尚入定後六年に當る、當寺の第二世を剛中和尚といふ、師中は、立、柔、剛、豊後州の人なり、幼にして崇聖寺にて玉山和尚に師とし事ふ、年十七にして、京に遊び、天授の竺仙和尚、濟北の虎關和尚等に事ふ、既にして豊後に歸て、玉山を省す、玉山の

大慈寺を創建するや、師又従ふ、數歲ならず、玉山寂す、師大慈寺に住すると四十餘年、道行高古にして、日隅薩の道俗歸仰するを山斗の如し、中歲南禪寺均平和尙師を召す、因て京に上て留り、復大慈寺に歸る、初め師入唐の志あり、玉山の頽齡に因て果さず、是に至て高僧十人を擇び渡海せしめ、宋國に入て藏經を求む、三年を経て經二藏を得歸朝す、師一藏は大慈寺に納めて、大藏を看畢る、一藏は京都東福寺に喜捨す、今の藏經是なり、永徳癸亥の夏、玉山の三十三回忌に當る、諸徒議して、忌齋を京都龍吟天授に營んとす、因て師を推て上京せしめんとす、師諾せず、故に玉山の像前に會議して圖を拈る、師其選に當る、於是壬戌の秋、京都に上る、師の年六十有五歲なり、龍吟に寓住す、時に大僧録普明國師、鹿苑に住す、師と道友なり、再會を喜び、相府に啓し、師を稱譽して、普門寺の住

持たらしむ、嘉慶丁卯の秋、復教旨を蒙て東福寺に轉住す、又道俗歸仰するを盛なり、居ると數年、相府に告て、塔所を東福寺内成就の宮前に營み、名て即宗院といふ、是院 邦君岳齡公の御開基なり、同戊辰五月二十七日、龕に入て化す、享齡七十一、荼毗するに舍利を得、五色燦爛たり、是を即宗院に收む、師禪理に熟して、高德あり、名稱遠く著はれ、道俗歸依す、 齡岳公當邑に在し時、亦師を敬し、法を問ふ、明德二年、足利大將軍義詮、三州の兵争を止んが爲に、朝山出雲守師綱同小次郎重綱、上使となりて下向す、 恕翁公當寺に於て接會あり、盛饌を進め、和漢詩歌の會を設け玉ふ、文祿五年七月廿五日、近衛藤公信輔、歸京の時、當寺に宿し玉ふ、藤公阿蘇玄與に發句を命じ玉ひければ、玄與詠して、

浪の聲や松に入江の秋の海

又閏七月五日、志布志を發し玉ふを賀して、

追風も有明の月の舟出かな

當寺は、海内臨濟宗中十刹の列に居る、世に西海の名藍と稱す、本藩の内にて、臨濟宗第一の巨刹にして、寺祿五百九十一石餘あり、境内も甚廣し、曆應三年より、今に五百年餘を経たり、開山より今に至て六十四世となる、

○元國の僧直翁詩 此詩は、玉山入唐の時、其師四明天童の直翁和尚所贈なり、

贈玄提上人還日本

自家珍寶用無盡、何必崑岡遠々求、

一万里風吹夢轉、青松白石足優遊、

又

乍到明州不少留、扶桑那畔賦清遊、

回途還妙無遺影、天水從來一樣秋、

○勅諭大通禪師文 禁庭より玉山和尚へ賜ふ謚なり、勅龍興山高、見雲物之騰湧、虎踞地僻、聽風威之動搖、四美具二難并、六府修九有靖、玄提和尚、卜兩刹於西極、希求法於東漸、入唐幾年、得天童如淨之記、荆歸朝何日、歎南禪大明之機關、當仁不讓、師克明克哲、稟道而育德、中矩中規、雖寄一身於日隅、竟達遺名於禁闈、謚曰佛智大通禪師、

永正十五年五月十三日

○什寶 文書四通 皆正平の年にて、二は三年、一は四年、一は五年、遠江守頼仲、或は單に頼仲と記す、△文書一通 觀應三年、修理亮直顯と記す、△文書一通 文和五年、修理亮と記す、△文書一通 正平十二年、伴兼重と記す、△文書一通 正平十三年、菊地肥後守武光と記す、△文書一通

其文曰、日向國大慈寺事、早可爲諸山列之狀如件、延文四年、十二月十五日、參議花押、△文書一通 正平十五年、下野守祐氏と記す、△文書一通 正平十六年、藤原秀良と記す、△文書一通 延文六年、齡岳公の御名あり、△文書一通 正平廿二年、左近將監賴氏と記す、△文書一通 應安第三沙彌玄基と記す、△文書一通 正平廿五年、藤原直綱と記す、△文書一通 永和二年、沙彌幸阿と記す、△文書一通 永和四年、修理亮氏宗と記す、△文書一通 應永十三年、恕翁公の御名あり、△文書一通 應永十五年、河内守伴兼元と記す、△文書一通 應永十九年、越後守久臣とあり、△文書一通 其文曰、日向國大慈寺事、早可爲十刹列之由、所被仰下也、仍執達如件、文安元年八月六日、沙彌花押△文書一通 文明二年、節山公の御名あり、△文書一通

天正十七年、貫明公の御名あり、△文書一通 年號なし、修理亮直顯と記す、△文書一通 年號なし、兵庫頭頼時と記す、△文書一通 年號なし、民部少輔顯國と記す、△文書一通 八月十六日、松齡公の御名あり、年號なし、此外文書許多あり、今畧す、
○玉山和尚入定所 前文に見ゆ、
○大樹庵 當寺の境内にあり、堂なり、足利大將軍建つ、故に大樹と號せるといへり、邦君の御祈禳を修する所とす、毎年正月十一日より、同十五日まで、懺法を行ふ、是剛中和尚より始る、故事なり、此堂内に剛中の影像あり、
○鐘樓 當寺の境内にあり、樓中に古き雲板の二三重に振轉したるあり、是は新納惡四郎久顯、大力にて手つから扭き廻したるといふ、

○即心院 當寺の左側にあり、當寺の塔頭なり、本尊地藏菩薩佛、開山剛中和尙、齡岳公の香火院なり、因て 齡岳公の御位牌を安ず、又 齡岳公并に敬外夫人の御石塔を建つ、

○鎮守熊野社 本堂の側にあり、

○江臨大明神社 本堂の側にあり、獅子背に、新納武藏守と記す、

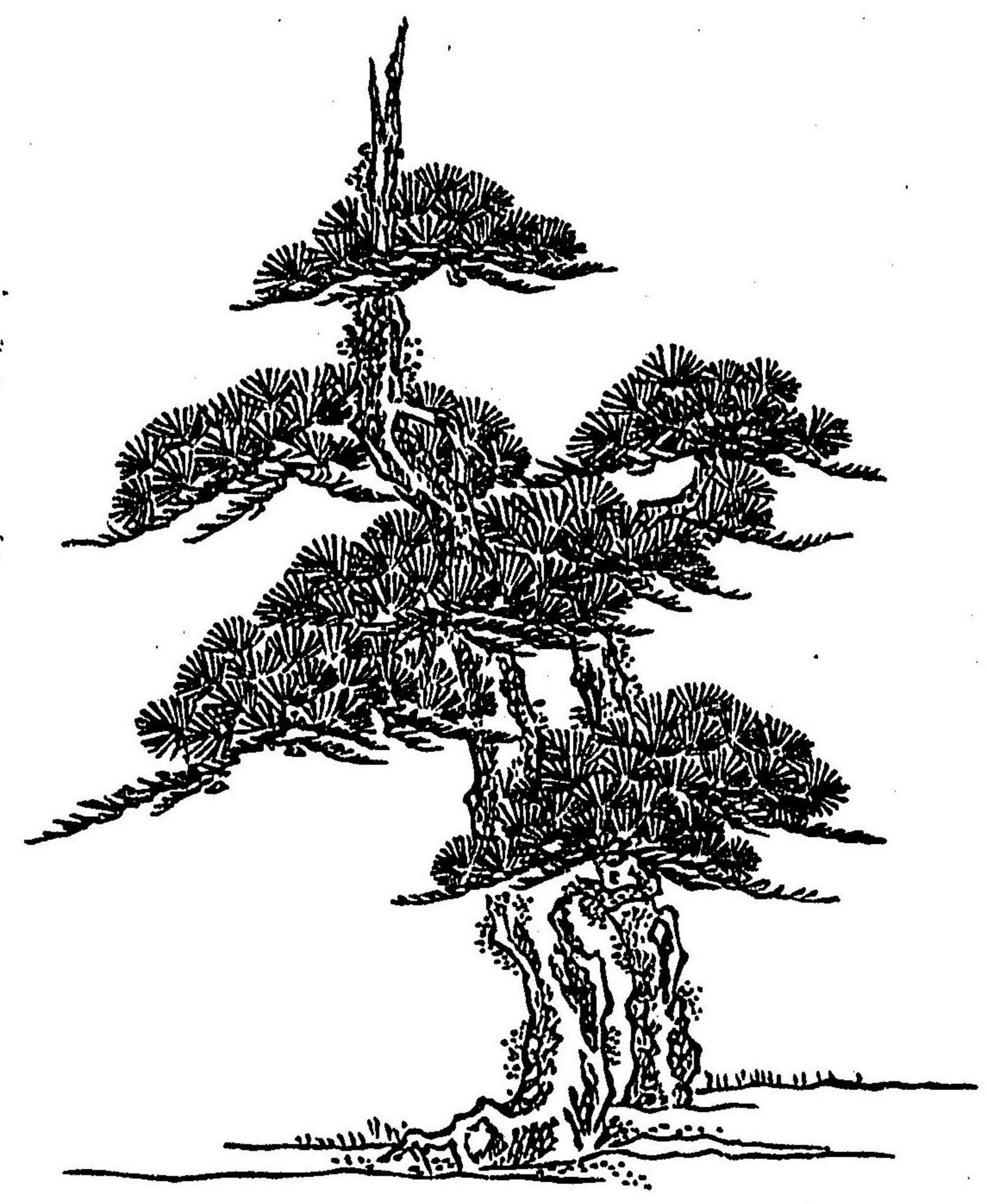
○神明宮 當時の境内にあり、

○掛火松 當寺の下、海邊にあり、此松上に、雨夜は必ず火を燃す、陰火にて、燐火に非ず、其色沈々たり、土俗屈曲松と稱す、

○虎ヶ石 當寺の下にあり、大磯の女虎が建たる石なりといふ、

○千年松 當寺の境内にあり、慈眼公、光駕の時、此松の下に憩ひ玉ふて、御詠歌あり、

千年松



たにせんや契り馴たる秋ならん

千年の松の影のやすらひ

當寺の住持龍雲和尚、此御詠歌を和し奉りて、

平原沙麓又層巒、今日送君思万般、

獨立亭々松樹下、高歌一詠和皆難、

右の緣故にて、千年松と號す、

○支院 當寺の境内に四庵あり、曰龍澤庵、曰見性庵、曰龍樹

庵、曰大全庵、是なり、往古は、此四庵の外に、安住院、秀照庵、龍翔

院、寶地庵、海雲庵、慈雲庵、德壽庵、延命寺、瑞泉院、大護院、龍護庵

の十一庵ありしに、今廢す、

○十境詩 當寺に十境あり、曰菡萏峯、是當寺の東、峯なり、玉

華當地に來るの夜、土人皆夢といへり、曰檳榔島、曰夜明庭、曰

潮音閣、曰拈華堂、曰烹金爐、曰止止庵、曰雲秀溪、曰清涼軒、曰

綠池、是なり、支那より歸化せる黃蘗宗の僧高泉、悅山、鐵牛、南源等の詩あり、左の如し、

菡萏峯 天德南源

菡萏峯如菡萏開、亭々玉立脫凡胎、

昔年曾入諸禪夢、感得地無半點埃、

檳榔島 全

檳榔島湧寺南隈、常有仙翁採藥來、

何處鳴榔明月夜、漁人得意弄潮回、

夜明庭 弘福鐵牛

十里汀沙豈布霜、星河臨映散晴光、

幾回誤認門前曉、夜半鐘聲出上方、

潮音閣 全

閣涌碧空容法界、不須彈指引追尋、

雪濤影裏宛然坐、滿耳潮音讚梵音、
拈華堂 佛國高泉

誰建梵堂似鷲山、鋪金抹綠照雲間、
金花猶在迦文手、只是無人解破顏、

烹金爐

全

此間原是大爐冶、鈍鐵頑銅那敢當、
獨有黃金終不變、愈烹愈煉愈堅剛、

止止庵

南岳悅山

庵中靜坐豁雙眉、指顧溪山分外奇、
止止不須開口說、從來我法妙難思、

雲秀溪

全

秀麗清溪正練分、廣長舌相好音聞、
神龍錦鯉爲宮殿、曉夕飛騰有彩雲、

清涼軒

全

茅茨結構倚山丘、蔽日松篁陰氣浮、
長夏渾忘三伏暑、晚來爽納一簾秋、

綠池

全

室後鑿成半畝塘、巧心妙手莫能量、
一泓烟水鴨頭綠、倒蘸兩輪日月光、

○八景詩 當寺に八景の名あり、黃蘗宗諸僧の詩あり、左の如し、

龍山春望

天德南源

山頭雲起欲從龍、勿聽雷聲震九重、
倒岳傾湫興大用、沛然法澤瀉三農、

野市炊烟

弘福鐵牛

交易向曛人散遲、忽聽玉笛酒樓吹、

青烟亂撩四相合、戸々黃梁夢熟時、

漁舟歸帆

全

日霽長州人晒網、村幽孤樹翠成堆、

潮平萬頃瑠璃面、訝見仙槎天上來、

江上夕陽

全

松門日日立斜暉、慣聽蒲牢吼翠薇、

風落遠帆望處沒、江空水鳥逐潮飛、

橋邊暮雨

南岳悅山

兩岸橫安鼉背潤、人無病涉往來過、

陰雲拂地黃昏候、俄爾爲霖潤物多、

東營秋月

佛國高泉

簷牙堂角露林端、夜靜往來倚曲欄、

一片水輪升碧漢、射人毛骨亦皆寒、

古寺綠陰

全

梵王宮殿立何年、烟檜霜杉影接天、

經過乾坤如飯日、火雲飛不到庭前、

西塞夜雪

全

冬深夜永月凝光、六出紛々下碧荒、

若使三軍親到此、猶疑爲主守邊疆、

密嚴山丈陸寺大性院卯地頭方七町餘志布志村にあり、本府大

乘院の末にして、眞言宗なり、本尊阿彌陀如來、寸座五像長二尺六

作薩開山良範法印、其後住日盛は、征韓の役に從軍す、既にして

伏見に役す、皆祈禱の爲なり、當邑の祈願所とす、往昔は他領

にも末寺數ヶ寺あり、當邑の内にも、支院八ヶ寺ありしに、今

廢す、

○天滿宮 當寺の境内にあり、新納惡四郎久顯形代なりと

いふ、天文三年甲午八月廿八日、志布志領主新納近江守忠勝
建立すと、神體の内に記す、祭祀十一月廿五日、

○什寶 兩界曼荼羅二幅唐人寫 △涅槃畫像同上 △八祖畫

像八幅雪舟、秋 △劔一口了戒能 △茶器 先住日盛法印、

慈眼公より拜受、今にあり、

新豊山永泰寺午地頭、館より己 志布志村にあり、本府福昌寺の

末にして、曹洞宗なり、本尊釋迦如來、日座像、長一尺二寸、定朝作、

しとを、移せ、いふ、開山大賢和尚、福昌寺、第八世、第 天正七年己卯三月、創建し、

大中公の御靈牌を安置せられて、本藩鎮護の爲とす、當邑の

菩提所なり、當寺の塔頭に種徳庵、好用軒の二院ありしに、今

廢す、

○網掛觀音 當寺の境内にあり、石像なり、往古當邑漁人大

垣某、此所の海上に網を引けるに、網内に物あり、海水に照耀

し來る、即此尊像にして、魚に非ず、衆人は是を靈異とし、是を當
寺に安置すといふ、

○野中水 當寺の境内にあり、松齡公征韓の役に、當邑の

船戸黒田六郎左衛門といふ者、此水を齎し渡りて、公に献ず、

千里の波濤を歴て、其水少も腐敗せず、公特に是を賞美し

玉ひ、是より名水の稱を著す、

福壽山無量院海徳寺西地頭、館より申 志布志村にあり、相州藤

澤山清淨光寺の末にして、時衆宗なり、本尊阿彌陀如來、尺長七

寸、定朝作、開山遊行第七世託阿上人、貞和三年、託阿上人遊行の時、

道鑑公宿願ありて建立すといふ、

○天神畫像 當寺にあり、此畫像、何人の所寫を知らず、和歌

連歌等の會席に是を掛るに、秀逸の句を得るとぞ、其句神慮

に稱ふ時は、畫像の顔、笑を含み、又酒を薦むれば、其顔紅くな

らせ玉ふといへり、因て是を酒天神とも稱ずとかや、

○吉祥院 當寺の境内にあり、海徳寺の塔頭なり、

佛寺合記 千手院 安樂村にあり、本府大乘院の末なり、當邑

宗廟山口大明神社の座主なり、△願行寺 井崎田村にあ

り、時衆宗、相州藤澤山の末なり、△明星院 志布志村にあ

り、本府眞言宗大乘院の末にて、當邑笠祇嶽大明神社の別當

寺なり、

觀音窟 地頭館より 槻野村にあり、山下數尋の絶壁に、縦横三

四間の窟窟あり、内に名を崇めて觀音と稱ず、窟窟の上、絶壁

に雲龍を彫刻し、傍に南無觀世音菩薩行仙書と誌す、清閑の

舊跡

松尾城 地頭館より 志布志村にあり、志布志は、往古救仁院氏

領主たり、文治建久比の領主を、救仁院平八成直とす、得佛

公の御時、成直 公の令を奉ぜず、叛徒の巨魁たり、鎌倉源烈

祖、御教書を降て其亂を撥せしむ、道鑑公の御時、楡井遠江

守頼仲官軍に應じ、志布志を奪て松尾城に據る、頼仲は、信濃

源氏の族なり、頼仲屢兵を發して近地を畧し、諸邑を併はす、

貞和四年、足利大將軍尊氏、道鑑公に教書を賜ふて、楡井頼

仲以下の凶徒を撃しむるの事あり、頼仲守護方と戦て、互に

勝負あり、延文二年、畠山直顯兵を引て松尾城を攻む、二月五

日、城遂に陥り、頼仲城を棄て逃る、走路なく大慈寺の實地庵

に入て自殺す、一説、延文二年正月、彌重種、清増、兵を發して、

城に攻む、晦日、城を陥れ、頼仲、即大崎を殺す、此説も諸右、多門

家藏、文書に、見ゆ、救仁郷とは、即大崎なり、然も諸右、多門

載る、延文二年、丁酉、二月、五日、大從用、頼仲、實地庵に、自、

後、延文二年、丁酉、二月、五日、大從用、頼仲、實地庵に、自、

日、胡麻、仁禮、破れ、逃ては、松尾城に、大從用、頼仲、實地庵に、自、

て崎胡麻死せ崎城にて頼仲が弟と頼重す、胡麻崎城に於て是直顯軍威大に
 振ふ、初下野四郎時久、時久は、道鑑公の弟なり、道鑑公の第四男、道鑑公の
 守護代として、軍勞あり、建武二年十二月、足利幕府賞して日
 州新納院の地頭とす、時久因て新納を氏とす、足利直冬筑紫
 に至るや、畠山直顯亦幕府に叛て、直冬に付き、觀應元年、新納
 院高城を攻て是を取る、時に時久京師にある故なり、是に因
 て其還るに及び、道鑑公、時久に薩州高江を賜ふ、時久高江
 に居る、既にして幕府、時久が東洞院の功を追録して、是を救
 仁院に封ず、東洞院の功と利直義を、五年八月十二日、高師直、師
 仁院に封ず、泰、藤、府及ひ、功と利直義を、五年八月十二日、高師直、師
 飲食の時久垣を踰り入り、時久志布松尾城に居る、時久志布
 飲食の時久垣を踰り入り、時久志布松尾城に居る、志に久移る
 年、詳か其後新納氏世襲す、初め畠山直顯、加治木土器園に
 屯す、齡岳公、精兵を遣し、是を破り走らす、直顯兵を引て北
 し、志布志内城を拔て、又屯す、康安元年、直顯、新納越後守實久

を松尾城に攻む、實久は、時久の子なり、齡岳公、鹿兒島より
 兵を引て是を救ふ、按に、齡岳公、鹿兒島東福寺城より大始
 兵を引て是を救ふ、良城に徙り、又志布志内城に徙り、玉ふは、
 各所の卷に見はす、然るに直顯、實久を松尾城に攻む、鹿
 各所の卷に見はす、然るに直顯、實久を松尾城に攻む、鹿
 兒島より兵を引き、是を救ふといへば、其事蓋し、公、鹿兒島
 日に居るの、實久突出して、夾撃つ、直顯大に敗れ、櫛間に走る、
 公、進て撃んとす、直顯恐れて、餧肥に走る、援を伊東氏に乞ふ、
 應ぜず、迺ち豊後に奔る、新納氏第八世近江守忠勝が時、其勢
 頗る強く、近邑を併せ領す、都城領主北郷忠相、餧肥櫛間領主
 島津忠朝等、故ありて忠勝と兵を構ふ、天文七年、忠朝、忠相、忠
 勝が統下の諸城を陥る、大崎、末吉、松山、志布志、諸城、七月、忠相、忠朝、又肝屬
 兼廣、樺山幸久等と、兵を合して志布志城を攻む、新納四郎忠
 茂、忠茂の子、忠城を以て忠相、忠朝等に授け、其母と佐土原に奔
 り、伊東氏に依る、忠朝、迺ち忠勝に櫛間の市木を與へて、是に
 居らしむ、於是忠相、忠朝、新納氏が邑を分ち領し、志布志は、忠

朝が所領となる、忠朝が子忠親、伊東義祐、肝屬兼續と、兵を構ふ、永祿五年、忠親戦ひ敗れて、櫛間に奔る、義祐、飢肥を取り、兼續、志布志を取る、舊記を按ずるに、永祿七年、兼續、肝屬より、卒す、墓當邑大、天正中、肝屬氏歸降す、其後地頭を置く、伊集院忠真叛せし時、樺山久高、松尾城を守れり、此城山上にあり、周廻九町餘、高さ三十間許、

○西谷口 松尾城の下にあり、永祿元年六月六日、島津忠親が將、飯三郎五郎武清、肝付が將、藥丸伊豆と合戦あり、

○高城 松尾城南一町許にあり、松尾城山と相接して、其内一谷を隔つ、谷に道路通ず、周廻九町餘、高二十七間許、松尾城の砦なりと云、又此城の西に新城といへる砦あり、此城の取添なりといふ、

内城地頭館、即此城山 志布志村にて、松尾城の東にあり、此城の地頭館、即此城山

山は、松尾城の山と相對し、其間谷ありて、是を分つ、兩城相去るを僅に一町許、當城周廻十四町餘にして、松尾城より少し高し、延文二年、畠山直顯、當城に據り、新納實久を松尾城に攻め、齡岳公、直顯を撃ち、直顯敗走せしこと、前章に見たり、其後 齡岳公、大始良内城より當城に徙り、又鹿兒島に居る、鹿兒島東福寺城は、齡岳公の御居城なり、又 齡岳公の世子、恕翁公も、齡岳公に従て當城に在り、かくて後、當城より鹿兒島清水城に徙り、玉ふ、領主新納近江守忠臣女あり、義天公の世子 大岳公に許嫁す、是時兵亂中の故に、世子を當城に迎へて婚禮を行ふ、此城松尾城とは接近にして、一山の内に分る、舊記に、志布志城と載せたるは、此兩城を係ていへるなるべし、因て其古來の事實を松尾城の條下に記す、

安樂壘地頭館、即此城山 安樂村にあり、建久の頃、安樂平九郎爲成

居城にて、此村を領す、其後新納氏が將是を守りしを、天文七年二月廿日、島津忠朝攻抜く、同十三年、肝付兼續是を取る、其後又忠朝所領なりしに、永祿五年六月、肝付氏又是を攻取る、蓬原城地頭館より堀内村にあり、往古救仁郷氏の居城なり、延文四年、齡岳公、末吉國合原の合戦、援を當城主救仁郷藏人介頼世に乞ふ、應ぜず、是歲、公復兵を舉て北征し、先當城を攻抜く、頼世戰死せしといふ、大崎飯隈山照倍院修驗救仁郷氏は、此家より出づ、故に救仁郷氏の事は、照倍院に詳なり、古城合記 夏井砦 夏井村にあり、新納氏砦を築き守りしに、天文七年、島津忠朝兵を發して來り攻め、是を陥る、△金丸城 堀内村、蓬原城址の西北、三町許にあり、救仁郷氏の徒在城といふ、

槻野村古戰場 槻野村にあり、大永二年十二月七日、大翁公、

伊地知縫殿介重周吉田某を將として、新納近江守忠武を征す、忠武謀叛の故なり、永正二年、國室公、高山を攻む、忠武肝伊集院尾張守が叛を助く、我軍忠武と槻野に戰て利あらず、二將兵を収て慶府に歸る、伊集院忠真謀叛の時、慶長四年七月三日、忠真が將松山を侵さんとす、樺山久高兵を遣して松山を救ふ、敵其虚を知り、却て志布志を襲ひ、槻野の砦を破る、久高兵を還して是を逐ふ、

○千人家 槻野村伊屋松にあり、大永二年、戰死の家なりといふ、

山假屋地頭館より志布志村にあり、大性院境内の山中にして、五段許の平地なり、天智帝、此地に御船を着られ、假に行宮を營み、暫く駐滯ありし所といひ傳ふ、
志布志宅地 志布志村、山假屋の下にあり、天智帝山假屋

にありし時、此宅地の主の妻、布の手巾を献ず、其時奉仕する所の侍女も、亦布の手巾を上る。帝特に叡感ありて、上下より志に布を献ずること、是誠に志布志なりと詔ありて、此所を志布志宅地と名づけ玉ふ、因て後人志布志を以て、此地の名とせるといふ、今も此邊田畝の號に、志布志やしきといへる所残れり。

○衆妙集 霜月廿八日、日向國志布志といふ所ちかきわたりにて、冬枯に柿の残りけるを見て、

法印玄旨

冬枯に残れる柿のかきとりて

なを志布志とやかふりくふらん

船磯 地頭館より西 安樂村にあり、往古 天智帝御船の着たる所ゆゑ、船磯といふといへり、往古は海渚なりしに、今は

水田となりて、其名のみ残れり、

物産

土石類 礬石 △石灰 夏井村に産す、 △硯石 御在所嶽に産す、

器用類 蒲葵笠 土産の蒲葵葉を以て笠を製す、晴雨共に用ゆべし、其色黄白にして、輕便なり、閩國の用となり、且他邦へも賣る、 △蒲葵團扇 蒲葵葉を以て製す、其形巧緻にして佳なり、且雨露に觸れて腐敗せず、此蒲葵笠、團扇並に當邑の名産にして、他邦に賣り、本藩は言に及ばず、他邦の人、特に珍玩す、 △馬蘭箒 馬蘭草の根を采り、是を集合して製す、頗る塵を掃ふに佳なり、是又當邑の名産なり、

藥品類 枳殼 △柴胡 △海人草 △紫根 △瓜蒌實
△金銀花 △縮砂仁 △茯苓 △天門冬 △桔梗 △五

倍子

蔬菜類 松露 △香蕈 △丁蕈 △木耳 △石防風 △紅

苔 △海苔諸種 △海藻

果實類 楊梅 △枇杷 △柿 △梨 △橘

花卉類 猷歲菊 △蘭

竹木類 蒲葵 蒲葵島に甚だ多く産す前に詳なり、△杉

△松 △櫛 △甘櫛 △梧桐 △樟 △蚊母 △烏白

△楮 △そや方言なり、香 △棟 △櫨 △虎竹方言、 竹皮

に黒斑あり、煙管に佳なり、△江南竹 △淡竹

飛禽類 山鷄 △雉 △鶉 △雁 △鳧 △鶉 △鷹

△鷲

走獸類 鹿 △野猪 △猿 △狢

鱗介類 鱖 △鯖 △棘鬣 △蛤 △拳螺 △鰈 △梭魚

△香魚 △鱸 △鮠 △鰈 △海鼈 △龜 △鰻

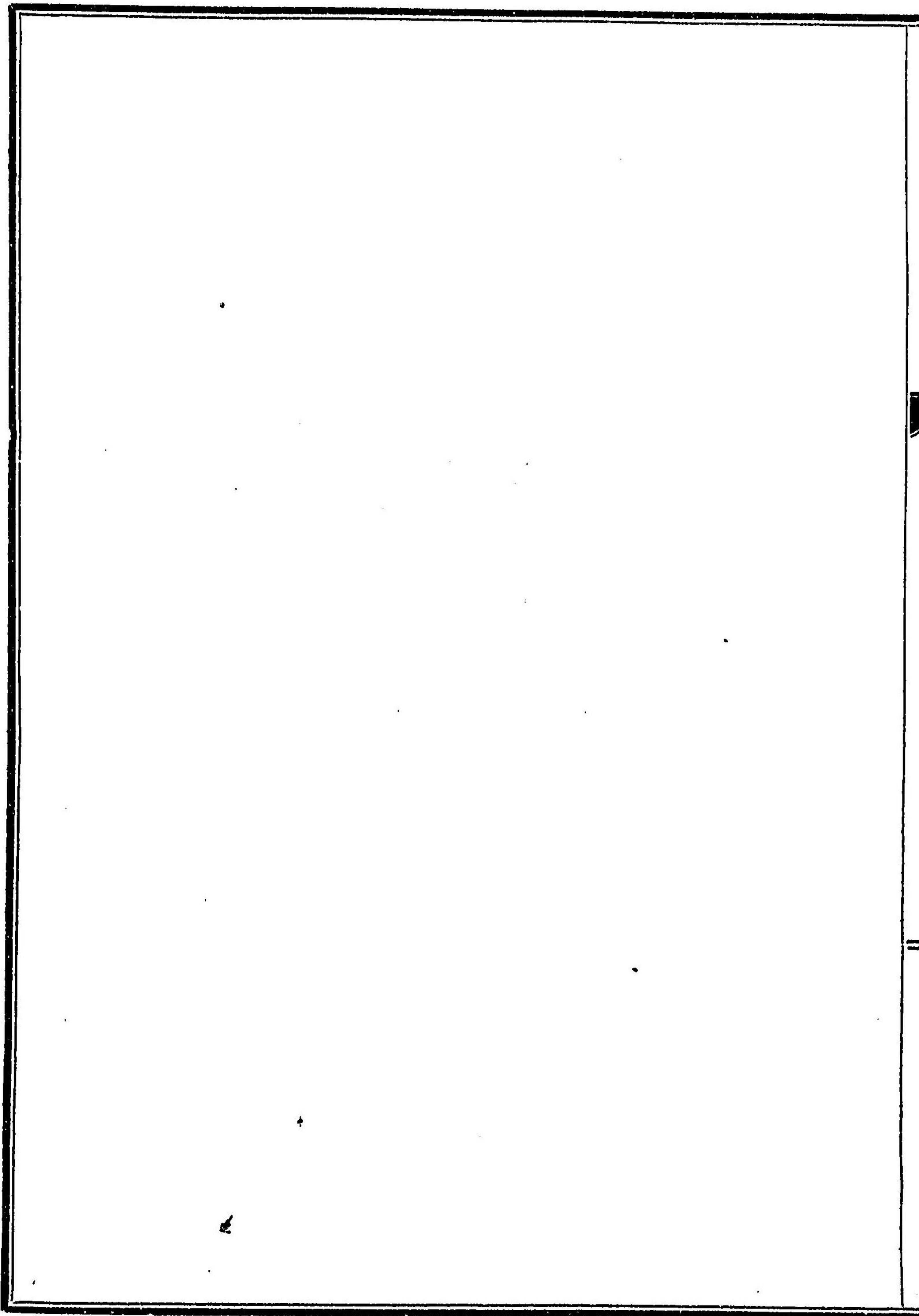
△狗魚 △龍蝦 △鮓魚 △胡鯊 △華臍魚 △海鵝魚

△烏賊 △章魚 △浪貝方言 △蠣 △白魚 名産、志布志

川の條に詳なり、

三國名勝圖會卷之六十終

三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十



明治三十八年十二月十五日印刷
明治三十八年十二月廿五日發行

編纂兼發行者 山 本 盛 秀

東京府荏原郡大崎村
大字下大崎二百三十四番地

印刷者 西 郷 近 司

東京市京橋區
彌左衛門町七番地

印刷所 西郷活版印刷所

東京市京橋區
彌左衛門町七番地

100

昭和八年三月七日
小波實繁

